
茨 城 町

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

茨 城 町

はじめに

現在、わが国では少子化や核家族化の進行、女性の就業率の上昇、地域社会の活力の低下など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。このことから家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の負担感の増大に対応するため、子育てを国や地域をあげて社会全体で支え合う仕組みの構築が必要となっています。

国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月からは幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を更に進めるための「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートしました。

本町においては、前計画である「茨城町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承しつつ新たな制度に基づいた「茨城町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から各種子育て支援事業を積極的に推進してまいりました。特に、地域子育て支援拠点事業の実施箇所を増やすとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う、子育て世代包括支援センター「にこ☆きら」を設置し、安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整備いたしました。また、女性の就業率が上昇し、保育ニーズが高まったことから保育施設や放課後児童クラブの改修・増改築を行い、保育の量的拡大及び確保に努め、安心して子どもを預けられる環境を整えてまいりました。

このたび、計画の期間が令和元年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この策定に当たりましては「子どもを安心して生み育てられる夢と希望を未来へつなぐまち」を計画の基本理念とし、安心して生み育てられ、生涯このまちで暮らしたいと思えるような、安全で快適な地域社会の実現を目指すこととしております。

最後になりますが、今回の計画策定に当たりまして、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様並びに貴重なご意見・ご提案を賜りました茨城町子ども・子育て会議の委員の皆様には深く感謝し、心から御礼申し上げます。

令和2年3月

茨城町長 小林 宣夫



目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の背景と目的	2
(1) 第2期計画の策定経緯と概要	2
(2) 子ども・子育てをめぐる近年のわが国の動向	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画期間	7
4 策定体制とスケジュール	8
(1) 策定体制	8
(2) スケジュール	8
第2章 子ども・子育てをめぐる町の現状	10
1 統計からみた本町の現状	10
(1) 人口構成	10
(2) 出生数	11
(3) 女性の就業状況	12
(4) 児童数の予測	13
2 子育て支援サービスなどの現状	14
(1) 保育園などの状況	14
(2) 幼稚園の状況	15
(3) 認定こども園の状況	15
(4) 待機児童数	16
(5) 小学校・中学校の状況	17
(6) 障がい児通園施設の状況	18
(7) こども課及び関係機関への相談件数	18
3 ニーズ調査結果からわかる現状	19
(1) 調査の実施概要	19
(2) 就学前児童調査結果の概要	21
(3) 小学生調査結果の概要	31

4 第1期計画の総括	36
(1) 幼児教育・保育の状況	36
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	37
(3) 計画の基本目標別実績及び評価等	39

第3章 計画の基本的な考え方 58

1 計画の基本理念	58
2 教育・保育提供区域の設定	59
3 基本目標	60
基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援	60
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	60
基本目標3 子どもと母親の健康の確保及び増進	60
基本目標4 子育て支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保	61
基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進	61
基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	61
4 計画の体系	62

第4章 計画の推進方策 64

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援	64
1 教育・保育施設の充実	64
(1) 1号認定	64
(2) 2号認定	64
(3) 3号認定	65
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	66
(1) 利用者支援事業	66
(2) 地域子育て支援拠点事業	66
(3) 妊産婦健康診査	67
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	67
(5) 養育支援訪問事業	68
(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	68
(7) 子育て短期支援事業	69
(8) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	69
(9) 一時預かり事業	70

(10) 延長保育事業	71
(11) 病児・病後児保育事業（体調不良時対応型）	71
(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）	72
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（給食を除く）	73
(14) 家庭的保育事業【新規事業】	74
基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	75
(1) 次代の親の育成	75
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	75
(3) 家庭や地域の教育力の向上	75
(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進	76
(5) 児童の健全育成	76
(6) 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保	76
基本目標 3 子どもと母親の健康の確保及び増進	79
(1) 子どもや母親の健康確保	79
(2) 食育の推進	79
(3) 思春期保健対策の充実	79
(4) 小児医療体制の充実	80
基本目標 4 子育て支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保	82
(1) 良質な住宅の確保	82
(2) 良好な居住環境の確保	82
(3) 安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保	82
(4) 安心して利用できる環境の整備	82
(5) 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心のまちづくりの 推進	83
(6) 仕事と子育ての両立の推進	83
基本目標 5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進	85
(1) 児童虐待防止対策の充実	85
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	85
(3) 医療的ケアが必要な児童やその他専門的な支援が必要な児童等への支援及び教育の充実	86
(4) 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実	86
(5) 不妊に対する支援	86
基本目標 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	89
(1) 施設等利用給付の円滑な実施の確保	89

第5章 計画の推進体制と進捗管理	91
1 計画の推進体制と進捗管理	91
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	92
（1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上	92
（2）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	92
（3）教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	92
（4）認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携方策	93
第6章 資料編	95
1 茨城町子ども・子育て会議条例	95
2 茨城町子ども・子育て会議委員名簿	97

【障がいの表記について】

町では、「害」の文字が不快を与え、誤解を招くおそれがあるとして、「障がい」の「害」を「がい」に改めて表記しています。

なお、団体等の固有名詞や法律用語等は、除いています。

第 1 章

計画の概要

- 1 計画策定の背景と目的**
- 2 計画の位置づけ**
- 3 計画期間**
- 4 策定体制とスケジュール**

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

(1) 第2期計画の策定経緯と概要

わが国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まり、国や自治体は様々な方針や取組を発表・実行してきましたが、平成29年には1.43となっております。

平成22年3月、次世代育成支援対策推進法に基づく「茨城町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て環境の整備を進めてきており、平成24年には「子ども・子育て関連3法」が成立し、これら法律に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されたことから、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」・「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」・「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指し、これらの取組を積極的に進めてきました。

また、平成27年3月には、第1期「茨城町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

令和2年度を始期とする「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）は、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加など、本町の子どもを取り巻く現状や国における「ニッポン一億総活躍プラン」や「子育て安心プラン」等の施策の方向性を反映させ、子どもを安心して生み育てられる環境整備を推進します。



（２）子ども・子育てをめぐる近年のわが国の動向

国は様々な方針や取組を発表・実行し、本町においてもそれに基づき、取組を進めてきました。第１期期間においては「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等が行われ、これらを踏まえ、平成 29 年 6 月に国から「子育て安心プラン」が発表され、以下の方向性が打ち出されました。

- 待機児童の解消
- 女性の就業率の向上（M字カーブの解消）
- 保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保
- 保護者への「寄り添う支援」の普及促進
- 幼児教育の無償化（「新しい経済政策パッケージ」より（平成 29 年 12 月閣議決定））

また、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正に伴い、令和元年 10 月に「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（通称：基本指針）が改正されました。その概要は次のページとなります。



子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

1. 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

2. 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。

3. その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項に追加すること。また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。

4. 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- ・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

法律
 閣議決定
 少子化社会対策会議決定
 上記以外の決定等



2 計画の位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本町が推進する教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保やこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

また、本計画は本町の最上位計画である「茨城町第6次総合計画（いばらきまち未来への道しるべ）」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち』を、子ども・子育ての面から実現していく役割を担っています。

さらに、本計画は「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」に位置づけます。基本理念及び基本目標においては「茨城町次世代育成支援行動計画」を踏まえ、現状に鑑みて見直しをし、安心して産み育てられ、生涯この町で暮らしたいと思えるような安全で快適な地域社会が実現することを目指していきます。

■子ども・子育て支援法第61条

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

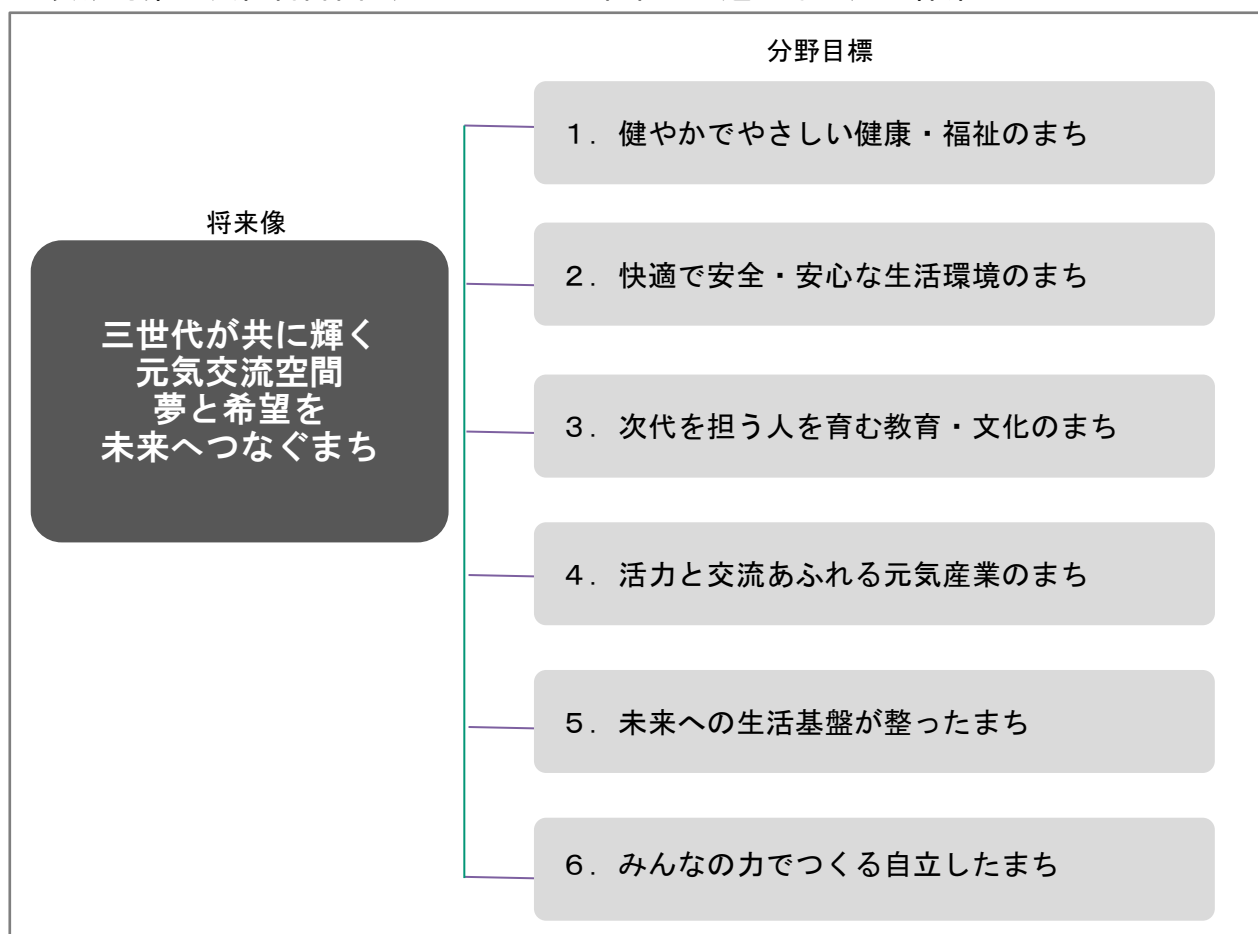
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法第8条

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

■茨城町第6次総合計画（いばらきまち未来への道しるべ）の体系



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画										
	茨城町子ども・子育て支援事業計画									
						茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 策定体制とスケジュール

(1) 策定体制

本計画は、本町における子育てニーズを把握し、それらを計画に反映させていくことが必要であるため、就学前児童の保護者と、小学生の保護者を対象に、ニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

また、子ども・子育て支援に関する学識経験者や関係団体の代表者、教育関係者、保育関係者等で構成される「茨城町子ども・子育て会議」において、計画の内容について検討を行うとともに、パブリックコメントを実施し、町民の意見を求め、それらを考慮して本計画を策定しました。

(2) スケジュール

本計画は、平成30年12月に基礎調査（データ・資料の整理、人口・児童数の推計、ニーズ調査の実施等）を行い、令和元年度に計画案の策定、令和2年1月にパブリックコメントを行い、「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。

第2章

子ども・子育てをめぐる町の現状

- 1 統計からみた本町の現状**
- 2 子育て支援サービスなどの現状**
- 3 ニーズ調査結果からわかる現状**
- 4 第1期計画の総括**

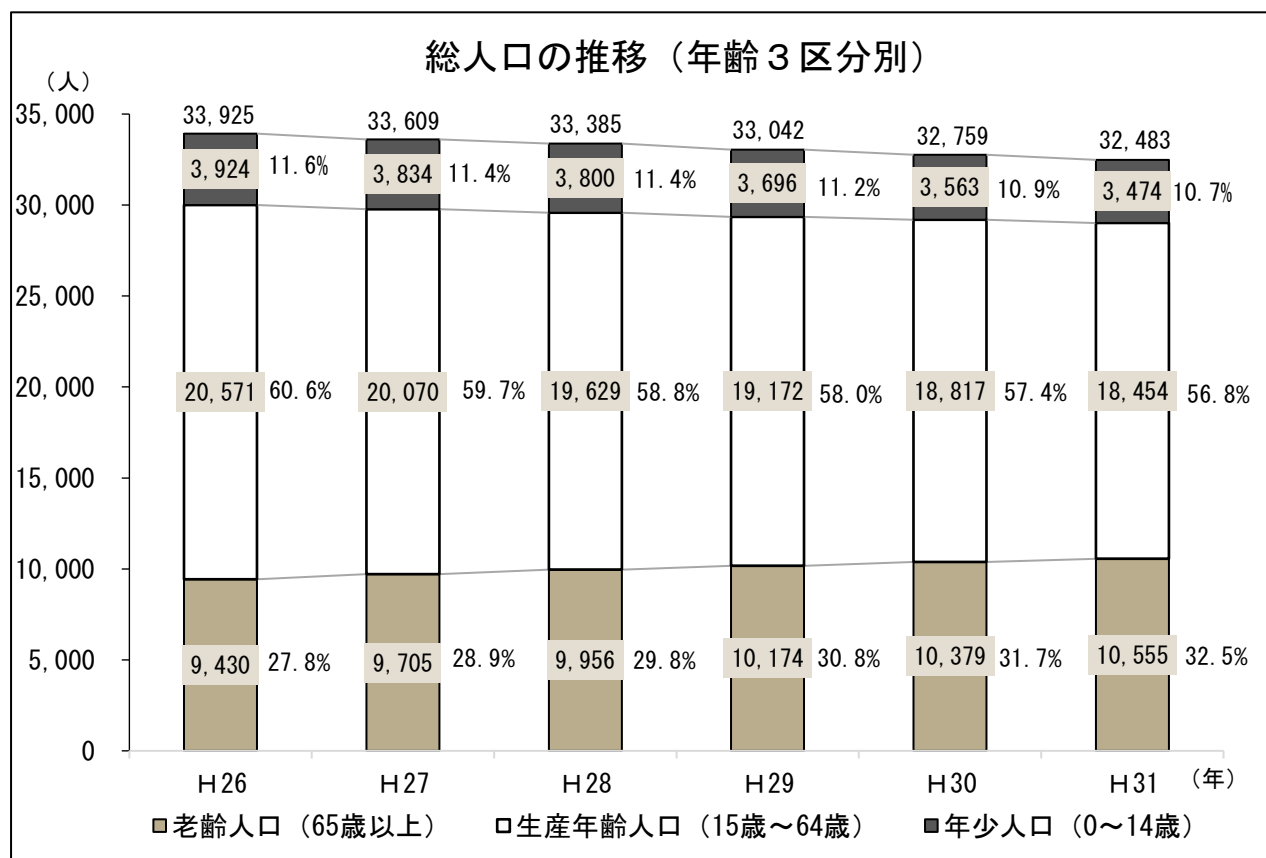
第2章 子ども・子育てをめぐる町の現状

1 統計からみた本町の現状

(1) 人口構成

本町の総人口は減少傾向で推移しており、平成31年4月時点で32,483人となっており、平成26年に比べ1,442人の減少となっています。

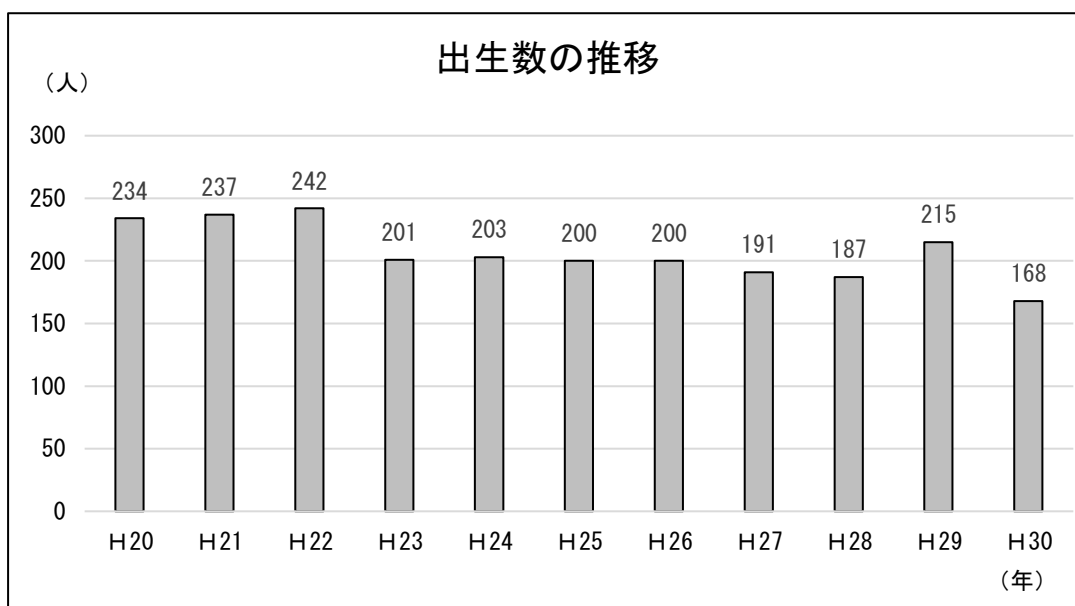
また、少子高齢化も進んでおり、年少人口(0歳～14歳)は平成26年の11.6%から平成31年4月の10.7%へ減少しており、高齢人口(65歳以上)は平成26年の27.8%から平成31年4月の32.5%へ増加しています。



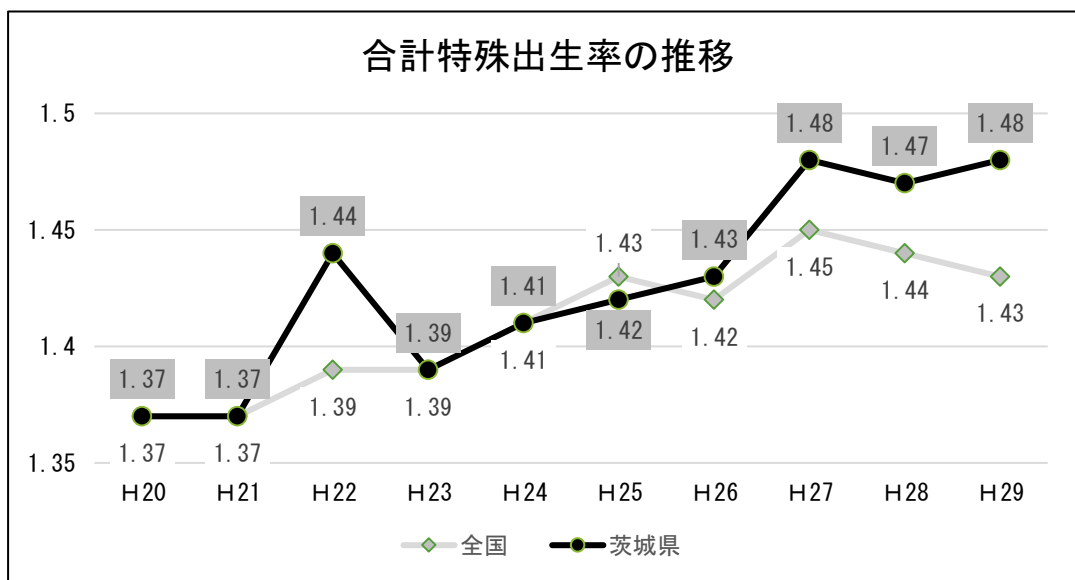
(2) 出生数

本町の出生数は、平成 20 年以降、増減を繰り返しながらも緩やかな減少傾向で推移しています。平成 30 年には近年で最低数となっており、10 年前の平成 20 年と比較すると 66 人の減少となっています。

また、国や県の合計特殊出生率については、増減を繰り返しながら緩やかな増加傾向となっていますが、人口置き換え水準¹2.07 を下回る低い状況が続いています。



資料：こども課

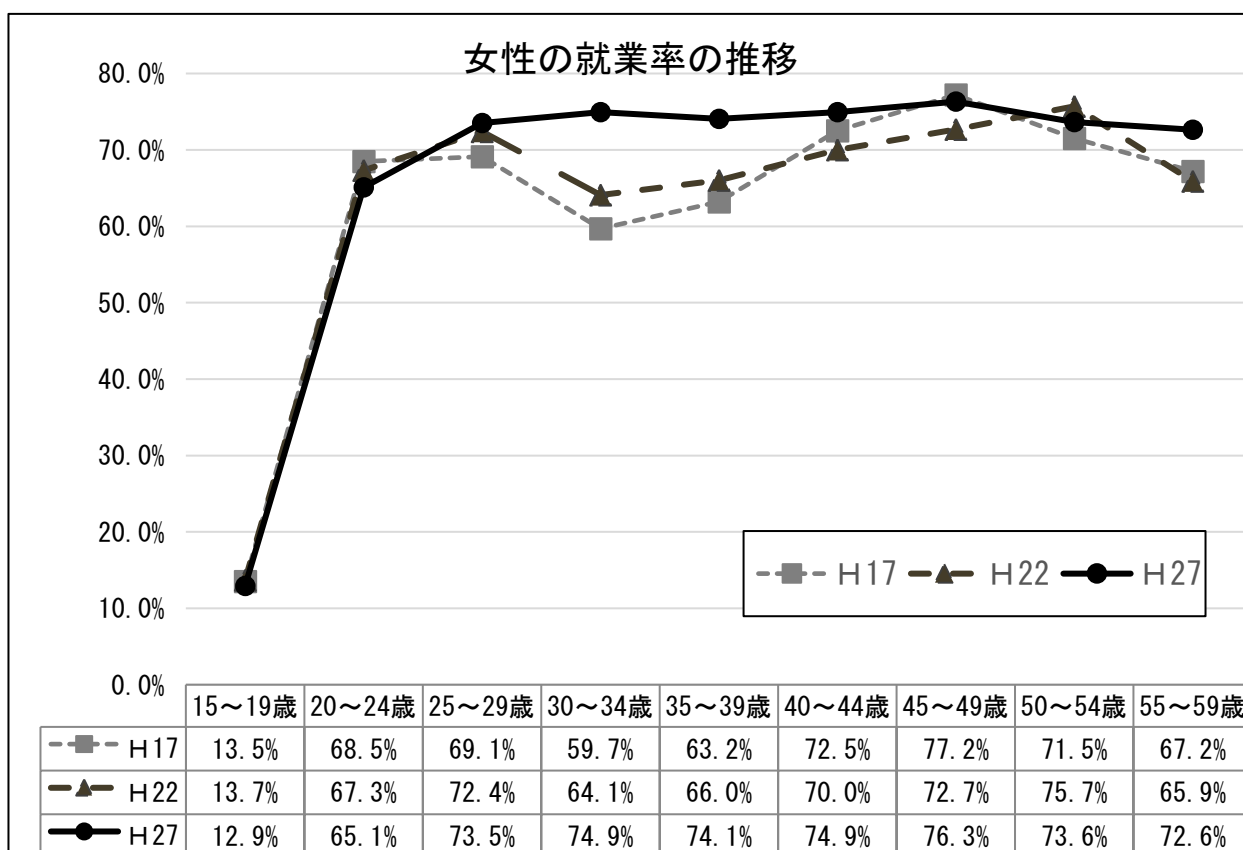


資料：人口動態調査（厚生労働省）

¹ 人口置き換え水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標である。人口置き換え水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するので一概にはいえないが、日本における平成 28 年の値は 2.07 である。なお、人口置き換え水準は、国立社会保障・人口問題研究所で算出している。（「平成 30 年我が国の人口動態 厚生労働省政策統括官」より抜粋）

（３）女性の就業状況

本町の女性の就業率をみると、平成 17 年には結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いていましたが、平成 27 年にはM字カーブがほぼ解消され、25 歳以降はほぼ横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

(4) 児童数の予測

本町の児童数は減少傾向で推移しており、令和2年から令和6年の人口推計についても減少傾向で推移すると予測されます。

区 分	実 績 値					推 計 値				
	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0 歳 (人)	197	203	177	184	166	167	162	158	153	148
1 歳 (人)	208	196	209	184	196	181	175	170	166	161
2 歳 (人)	209	218	204	206	191	189	178	172	167	163
3 歳 (人)	209	211	224	208	206	185	193	182	176	171
4 歳 (人)	241	217	214	227	212	213	188	196	185	179
5 歳 (人)	241	242	216	213	232	210	212	187	195	184
0 歳～5 歳計 (人)	1,305	1,287	1,244	1,222	1,203	1,145	1,108	1,065	1,042	1,006
6 歳 (人)	264	240	246	217	212	228	211	213	187	195
7 歳 (人)	296	267	242	240	214	209	222	206	208	183
8 歳 (人)	259	294	270	241	247	212	209	221	206	208
9 歳 (人)	267	264	297	268	240	237	210	207	219	204
10 歳 (人)	263	267	266	296	266	238	236	209	206	218
11 歳 (人)	287	263	268	270	297	271	242	240	213	210
6 歳～11 歳計 (人)	1,636	1,595	1,589	1,532	1,476	1,395	1,330	1,296	1,239	1,218
0 歳～11 歳計 (人)	2,941	2,882	2,833	2,754	2,679	2,540	2,438	2,361	2,281	2,224

各年4月1日現在

推計方法：コーホート変化率法（各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育園などの状況

本町の保育施設数は5か所となっており、内2か所は小規模保育施設となっています。入所児童数は、平成29年から増加傾向となっており、平成31年4月時点では合計370人となっています。

また、入所率は多くの施設で100%となっており、全体での入所率は99.7%となっています。

■入所児童数の推移

年	H27	H28	H29	H30	H31
入所児童数（人）	347	328	342	366	370

各年4月1日現在

■年齢別入所児童数

入所児童数（人）	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員	入所率
ふじ保育園	10	24	31	26	33	35	159	160	99.4%
ひめま保育園	2	16	23	20	19	20	100	100	100.0%
ウイステリア・ナーサリ・スクール	5	12	13	17	16	17	80	80	100.0%
キッズルーム iinuma	6	13	0				19	19	100.0%
ぴっぴいばらき	2	5	5				12	12	100.0%
合計①	25	70	72	63	68	72	370	371	99.7%
合計②	25	142		203			370		

平成31年4月1日現在

(2) 幼稚園の状況

本町の幼稚園の施設数は、公立の大戸幼稚園 1 か所となっています。

平成 31 年 4 月時点での入園児童数は 24 人となっており、年齢別の入園児童数では 5 歳児が最も多く、入園児全体の 6 割を占めています。

■入園児童数の推移

年	H27	H28	H29	H30	H31
大戸幼稚園（人）	30	27	17	18	24

各年 4 月 1 日現在

■年齢別入園児童数

入園児童数（人）	3 歳	4 歳	5 歳	合計	定員	入所率
大戸幼稚園	0	9	15	24	70	34.3%

平成 31 年 4 月 1 日現在

(3) 認定こども園の状況

本町の認定こども園の施設数は 7 か所、平成 31 年 4 月時点で、入所児童数は 577 人となっており、定員数に対し入所率は 76.4%となっています。

■認定別入園児童数の推移

年 区 分	H27	H28	H29	H30	H31
1 号（人）	280	286	306	326	332
2 号（人）	172	175	170	177	190
3 号（人）	77	74	67	62	55

各年 4 月 1 日現在

■施設ごとの認定別入園児童数

区 分	0 歳 (人)	1－2 歳(人)	3－5 歳 (人)		合 計 (人)		定 員 (人)		入 所 率	
飯沼こども園	0	12	2 号	78	2・3 号	90	2・3 号	90	2・3 号	100.0%
			1 号	29	1 号	29	1 号	30	1 号	96.7%
さくらこども園	2	19	2 号	40	2・3 号	61	2・3 号	70	2・3 号	87.1%
			1 号	6	1 号	6	1 号	15	1 号	40.0%
いばらき中央 認定こども園	0	22	2 号	30	2・3 号	52	2・3 号	60	2・3 号	86.7%
			1 号	15	1 号	15	1 号	15	1 号	100.0%
いばらき幼稚園			2 号	20	2・3 号	20	2・3 号	20	2・3 号	100.0%
			1 号	78	1 号	78	1 号	85	1 号	91.8%
まさみ幼稚園			2 号	9	2・3 号	9	2・3 号	10	2・3 号	90.0%
			1 号	145	1 号	145	1 号	150	1 号	96.7%
長岡幼稚園			2 号	8	2・3 号	8	2・3 号	30	2・3 号	26.7%
			1 号	44	1 号	44	1 号	75	1 号	58.7%
沼前幼稚園			2 号	5	2・3 号	5	2・3 号	30	2・3 号	16.7%
			1 号	15	1 号	15	1 号	75	1 号	20.0%
合 計	2	53	2 号	190	2・3 号	245	2・3 号	310	2・3 号	79.0%
			1 号	332	1 号	332	1 号	445	1 号	74.6%

平成 31 年 4 月 1 日現在

(4) 待機児童数

本町では、国の定義²による待機児童は発生していません。

(令和元年 10 月 1 日)

² 調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない者(保育所等利用待機児童数調査要領より抜粋)

(5) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本町の小学校は、平成 27 年の 6 校から平成 28 年に 4 校へと減少し、児童数も減少傾向で推移しています。平成 31 年 4 月時点での児童数は 1,447 人となっており、平成 27 年と比較すると 157 人の減少です。

年	H27	H28	H29	H30	H31
学校数（校）	6	4	4	4	4
児童数（人）	1,604	1,550	1,548	1,498	1,447

各年 4 月 1 日現在

② 中学校の状況

本町の中学校について、生徒数は減少傾向で推移しています。平成 31 年 4 月時点での学校数は 2 校、生徒数は 743 人となっており、平成 27 年と比較すると 106 人の減少です。

年	H27	H28	H29	H30	H31
学校数（校）	2	2	2	2	2
生徒数（人）	849	870	816	763	743

各年 4 月 1 日現在

③ 特別支援学校の状況

本町から特別支援学校へ通園している児童数は、平成 31 年 4 月時点で、小学部 25 人、中学部 12 人となっています。

学校名	在籍児童数（人）		
	小学部	中学部	合計
特別支援学校	25	12	37

平成 31 年 4 月 1 日現在

(6) 障がい児通園施設の状況

障がい児通園施設への利用者数は、児童発達支援、放課後等デイサービスともに増加傾向で推移しています。

年	H27	H28	H29	H30	H31
児童発達支援（か所）	1	2	2	2	2
利用者数（人）	4	4	3	5	6
放課後等デイサービス（か所）	1	2	2	2	2
利用者数（人）	6	9	12	16	20

各年4月1日現在

(7) こども課及び関係機関への相談件数

こども課及び関係機関への相談件数は平成30年度は合計107件となっており、「児童相談・児童虐待相談」が42.9%、「養護相談」が25.2%となっています。

区 分 \ 年 度	H26	H27	H28	H29	H30
児童相談・児童虐待相談	27	37	61	64	46
養護相談	10	17	9	17	27
ぐ（虞）犯行為 ³ 相談		1			1
言語発達障がい相談	1		3	3	4
性格行動相談			1		1
不登校相談		1	3	4	10
育児・しつけ相談				1	6
いじめ相談					
家庭問題					
その他の相談	10	8		5	12
合 計	48	64	77	94	107

資料：こども課（延べ人数）

³ ぐ犯行為とは、度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者など不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑法に触れる行為を行うおそれがある問題行動のことである。（厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針」より抜粋）

3 ニーズ調査結果からわかる現状

(1) 調査の実施概要

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所（園）・放課後児童クラブなどの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

また、平成 25 年 11 月に第 1 期計画策定のため同様の調査を行っており、同様の設問については比較の表を掲載しています。

■調査時期

平成 30 年 12 月

■調査対象者

町内在住の 0 歳から 5 歳の児童（就学前児童）のいる家庭、町内の小学校に在籍する子どものいる世帯を対象に調査を実施。

■調査結果

区 分		配布枚数	回収数	回収率
就学前児童	前回（H25）	1,079 件	755 件	70.0%
	今回（H30）	967 件	653 件	67.5%
小学生	前回（H25）	1,263 件	1,035 件	81.9%
	今回（H30）	782 件	635 件	81.2%

■調査の留意事項

- ① 比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下 2 位を四捨五入して算出しています。従って、合計が 100％を上下する場合があります。
- ② 基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率は n を 100％として算出しています。
- ③ 【複数回答】の問については、1 人の回答者が 2 つ以上の回答を出してもよい問です。従って、各回答の合計比率は 100％を超える場合があります。
- ④ 前回調査と同じ設問については、比較の表を掲載しています。前回調査は、平成 25 年 11 月に実施したものです。

ニーズ調査結果の活用

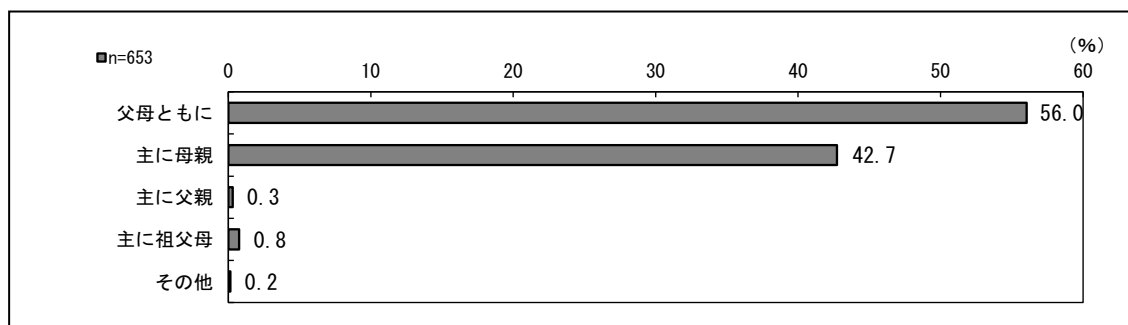
- ① 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ② 国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③ 本町のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本町の各事業の量の見込みを設定
- ④ 本町の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

(2) 就学前児童調査結果の概要

① 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人については「父母ともに」が56.0%、「主に母親」が42.7%、「主に祖父母」が0.8%、「主に父親」が0.3%で「父母ともに」と「主に母親」の2つで98.7%を占めています。

前回調査と比較すると「父母ともに」の率がかなり上昇し、「主に母親」の率がやや低下しており、子育てへの父親参加の傾向が強まっていることがうかがえます。

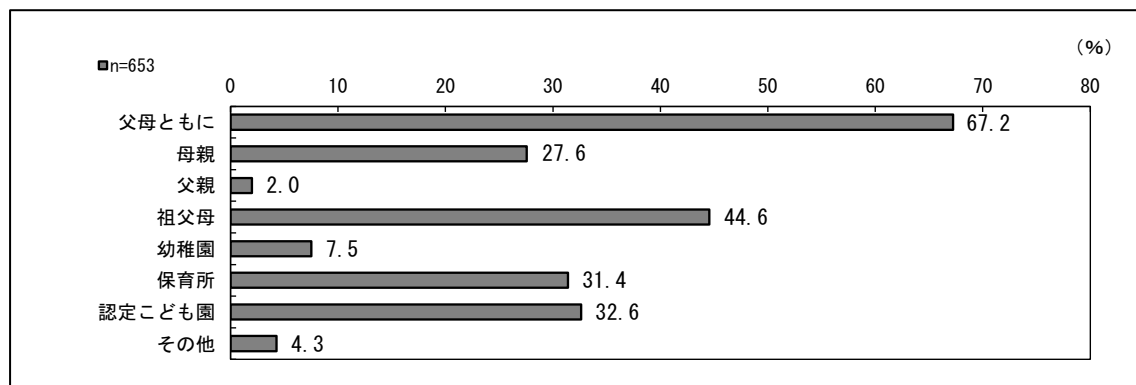


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
父母ともに	56.0	49.4
主に母親	42.7	47.0
主に父親	0.3	0.4
主に祖父母	0.8	2.3
その他	0.2	0.9
無回答	0.0	0.0

② 子育てに日常的に関わっている人、施設

子育てに日常的に関わっている人、施設については「父母ともに」が67.2%、「祖父母」が44.6%、「認定こども園」が32.6%、「保育所」が31.4%、「母親」が27.6%、「幼稚園」が7.5%、「父親」が2.0%の順となっており、「父母」と「祖父母」が子育てに日常的に関わっている様子がうかがえます。

前回調査と比較すると「父母ともに」の率がやや上昇しているほか、「認定こども園」の率が大幅に上昇し、一方で「幼稚園」の率が大幅に低下しています。

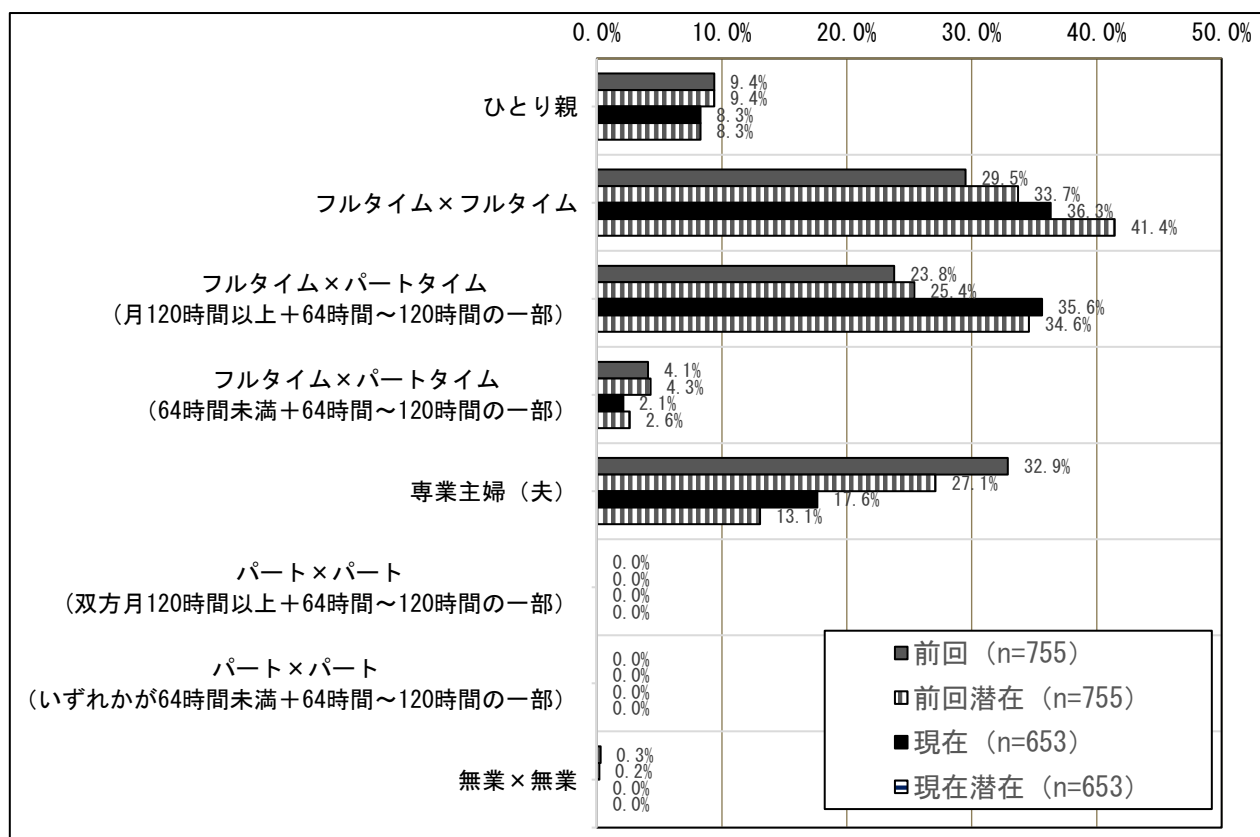


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
父母ともに	67.2	60.7
母親	27.6	29.3
父親	2.0	3.4
祖父母	44.6	41.2
幼稚園	7.5	17.6
保育所	31.4	33.8
認定こども園	32.6	20.7
その他	4.3	2.8
無回答	0.0	0.0

③ 保護者などの就労の状況

前回調査では「専業主婦（夫）」の率が 32.9%と最も高い結果となっていました。今回の調査で「専業主婦（夫）」の率は 17.6%となっており、この5年間で専業主婦（夫）の率が 15%以上低下した結果となりました。

また、「フルタイム×フルタイム」や「フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）」の保育の必要性が認められる就労時間での共働き世帯の率が、「フルタイム×フルタイム」では 6.8%上昇、「フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）」では 11.8%上昇となっており、合わせると 18.6%の大きな上昇となっています。

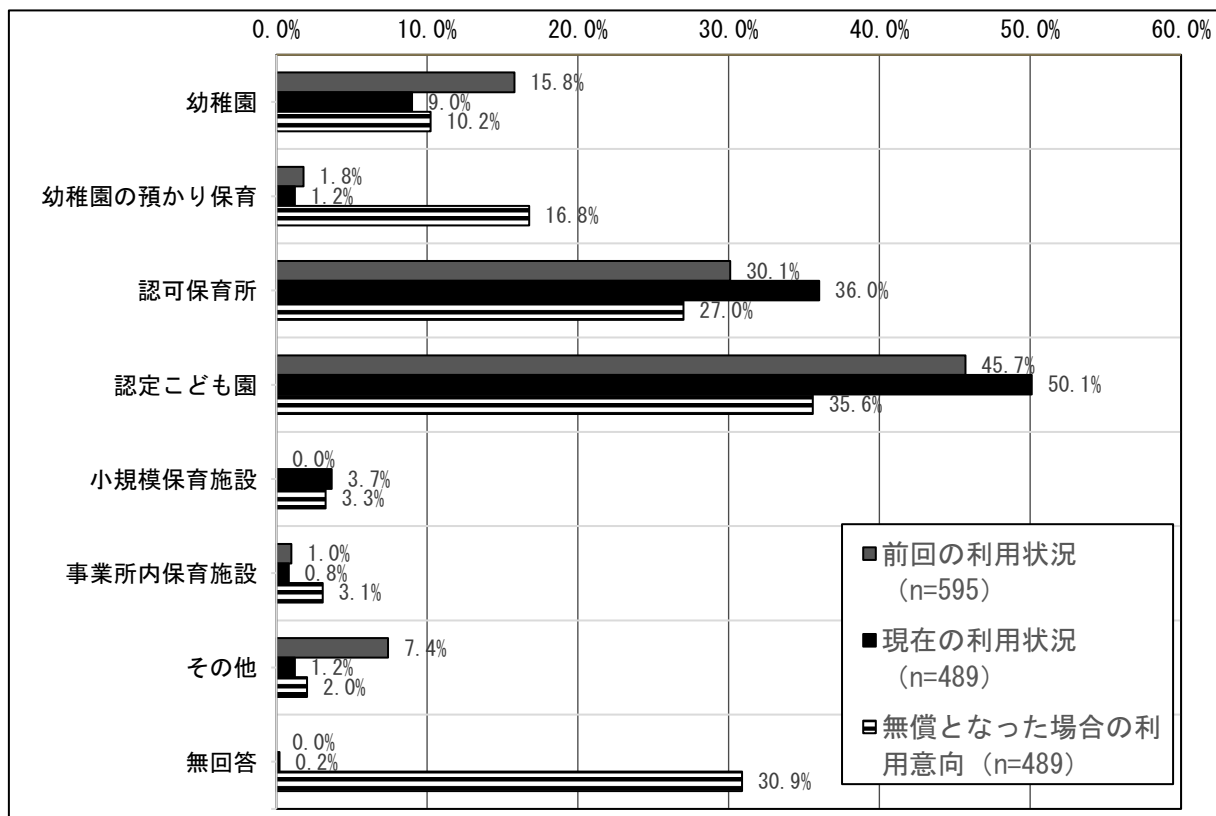


※グラフ中、「前回」は前回調査での就労状況、「現在」は今回調査での就労状況、「前回潜在」並びに「現在潜在」は各調査での就労希望を勘案した率となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、制度による保育の必要性の認定の際に保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本町では 120 時間は保育標準時間の下限、64 時間は保育短時間の下限としている。

④ 教育・保育の事業の利用状況と無償化になった場合の利用意向

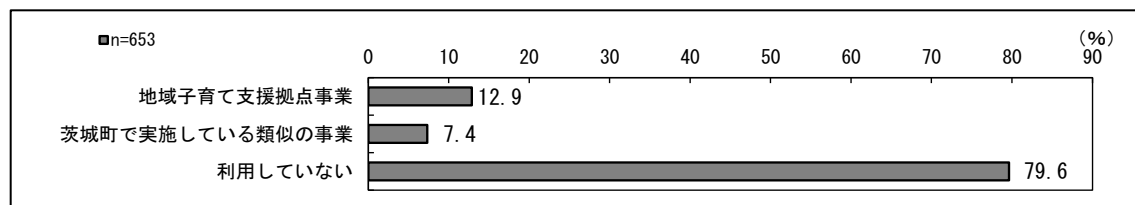
現在の利用状況と併せてみると、教育・保育にかかる負担が無償になった場合には「認定こども園」と「認可保育所」を新たに利用したいという人が多くなっているほか、「幼稚園の預かり保育」の利用ニーズも強くなっています。



⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況については「利用していない」が79.6%、「地域子育て支援拠点事業」が12.9%、「茨城町で実施している類似の事業」が7.4%の順となっており、「地域子育て支援拠点事業」の利用率は1割強となっています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

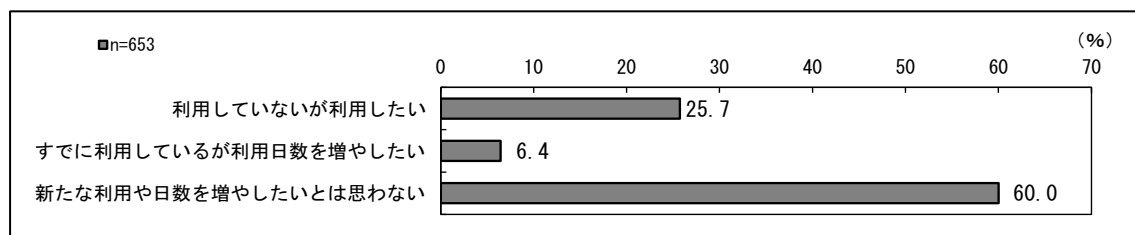


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
地域子育て支援拠点事業	12.9	14.8
茨城町で実施している類似の事業	7.4	4.0
利用していない	79.6	80.9
無回答	2.8	2.3

⑥ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が60.0%、「利用していないが利用したい」が25.7%、「すでに利用しているが利用日数を増やしたい」が6.4%となっており、新たな利用や日数増加の希望のない人が多くなっていますが、現在利用しておらず今後利用したい人もおよそ4人に1人となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。

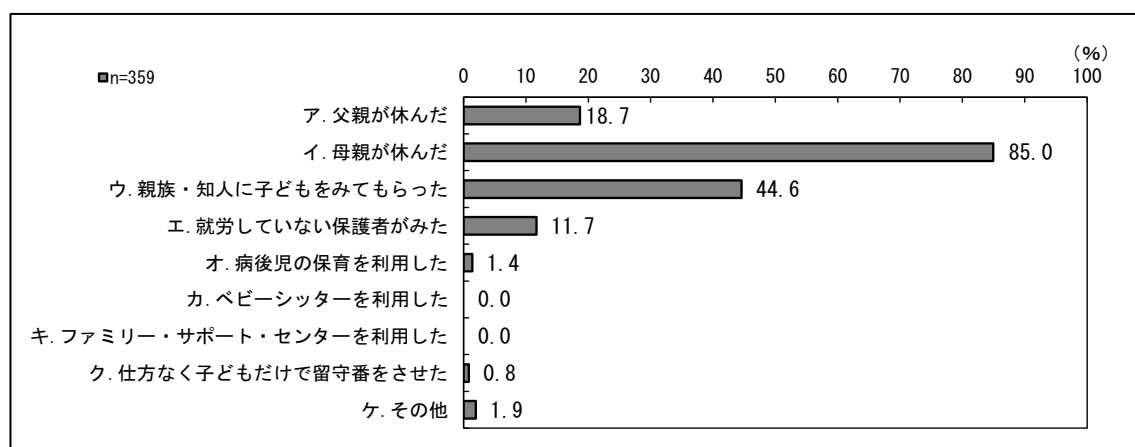


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
利用していないが利用したい	25.7	25.2
すでに利用しているが利用日数を増やしたい	6.4	6.8
新たな利用や日数を増やしたいとは思わない	60.0	59.2
無回答	7.8	8.9

⑦ 子どもの病気の際の対応について

病気等で教育・保育事業を利用できなかったことがあった人のこの1年間の対処方法については「母親が休んだ」が85.0%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が44.6%、「父親が休んだ」が18.7%、「就労していない保護者がみた」が11.7%、「病後児の保育を利用した」が1.4%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が0.8%の順となっており、「母親が休んだ」の率が高くなっています。

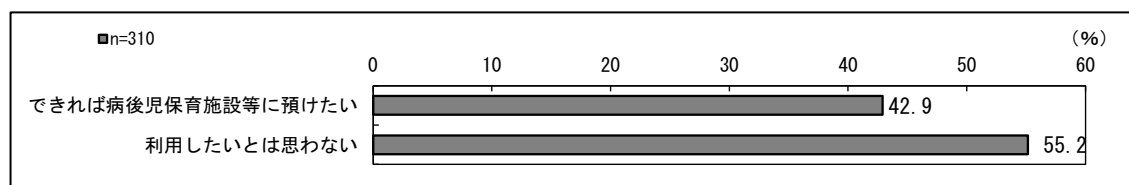
前回調査と比較すると、「母親が休んだ」の率が大幅に上昇しています。



項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
父親が休んだ	18.7	17.3
母親が休んだ	85.0	72.9
親族・知人に子どもをみてもらった	44.6	46.0
就労していない保護者がみた	11.7	20.7
病後児の保育を利用した	1.4	0.5
ベビーシッターを利用した	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センターを利用した	0.0	0.0
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0.8	0.5
その他	1.9	1.3
無回答	3.1	0.8

また、病気等で教育・保育事業を利用できなかったことがあった人で、父親が休んだ又は母親が休んだという人に「できれば病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかどうかをたずねたところ、「利用したいとは思わない」が55.2%、「できれば病後児保育施設等に預けたい」が42.9%で、病後児保育施設等を利用したいと思った人が4割強となっています。

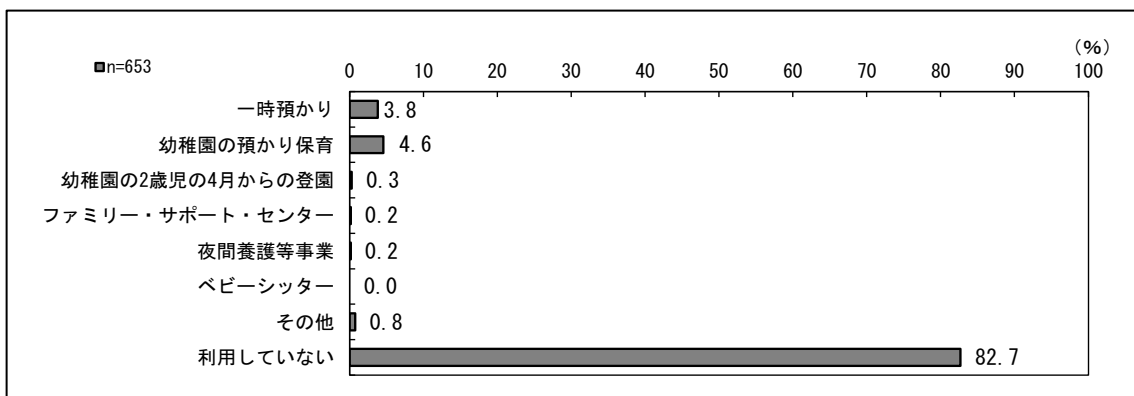
前回調査と比較すると、「できれば病後児保育施設等に預けたい」の率がやや上昇しています。



項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
できれば病後児保育施設等に預けたい	42.9	37.4
利用したいとは思わない	55.2	62.6
無回答	1.9	0.0

⑧ 不定期に利用している事業

私用や親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している一時預かり等の事業については「利用していない」が82.7%で、ほとんどの人が利用していませんが、利用している事業では「幼稚園の預かり保育」が4.6%（30人）、「一時預かり」が3.8%（25人）、「幼稚園の2歳児の4月からの登園」が0.3%（2人）、「ファミリー・サポート・センター」・「夜間養護等事業」が0.2%（1人・同率）となっています。

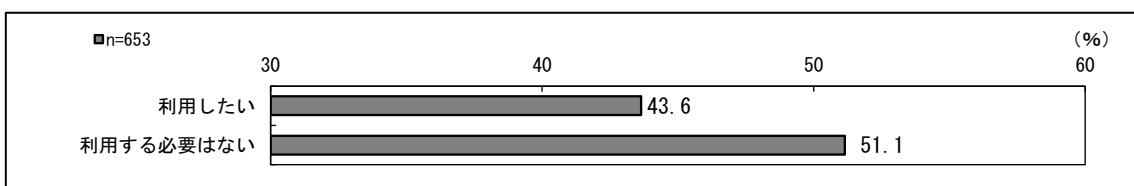


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
一時預かり	3.8	2.7
幼稚園の預かり保育	4.6	8.8
幼稚園の2歳児の4月からの登園	0.3	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.2	0.0
夜間養護等事業	0.2	0.0
ベビーシッター	0.0	0.0
その他	0.8	0.3
利用していない	82.7	74.3
無回答	8.9	11.4

⑨ 不定期の事業の利用意向

私用や親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期の事業を利用する必要があるかどうかについては「利用する必要はない」が51.1%、「利用したい」が43.6%で、不定期の事業を利用する必要があるという人が4割強となっています。

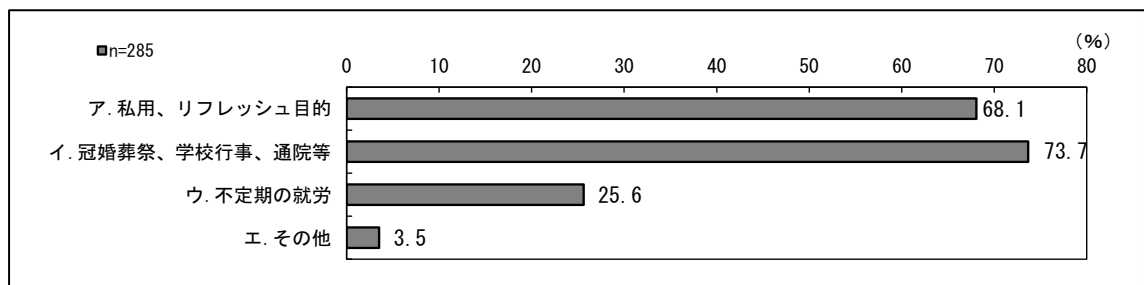
前回調査と比較すると、「利用したい」の率が大幅に上昇しており、ニーズが強まっていることがうかがえます。



項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
利用したい	43.6	31.0
利用する必要はない	51.1	58.4
無回答	5.2	10.6

また、不定期の事業を利用したいという人の利用したい理由については「冠婚葬祭、学校行事、通院等」が73.7%、「私用、リフレッシュ目的」が68.1%、「不定期の就労」が25.6%の順となっており、「冠婚葬祭、学校行事、通院等」と「私用、リフレッシュ目的」が多くなっています。

前回調査と比較すると、「冠婚葬祭、学校行事、通院等」・「私用、リフレッシュ目的」の率がともに大幅に上昇しています。

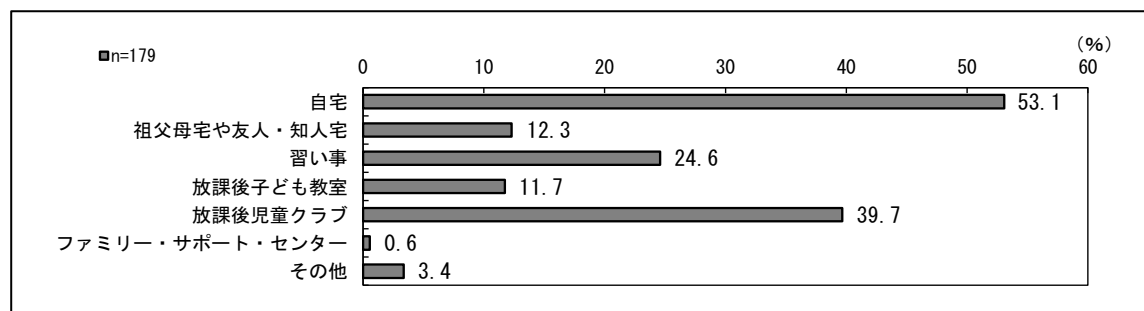


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
私用、リフレッシュ目的	68.1	55.1
冠婚葬祭、学校行事、通院等	73.7	58.1
不規則の就労	25.6	29.1
その他	3.5	2.6
無回答	2.1	11.1

⑩ 希望する小学校低学年の放課後の過ごし方

希望する小学校低学年の放課後の過ごし方については「自宅」が53.1%、「放課後児童クラブ」が39.7%、「習い事」が24.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が12.3%、「放課後子ども教室」が11.7%、「ファミリー・サポート・センター」が0.6%の順となっており、「自宅」と「放課後児童クラブ」が多くなっています。

前回調査と比較すると「習い事」の率が大幅に低下しているのが目立ちますが、「自宅」や「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の率はほぼ同様となっています。

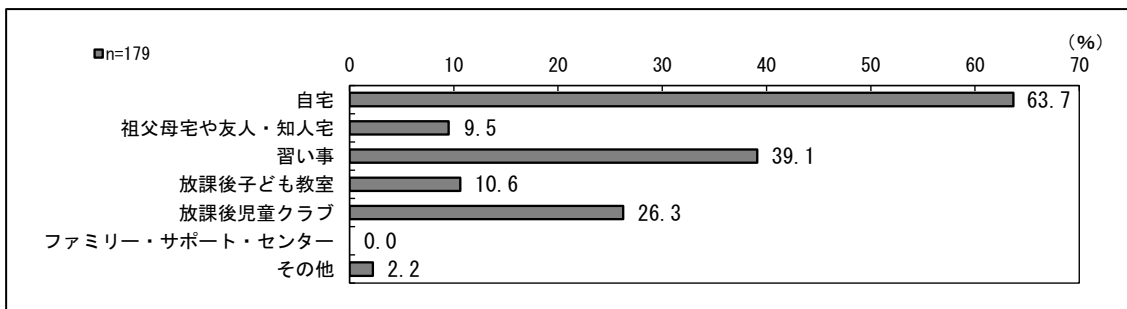


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
自宅	53.1	53.9
祖父母宅や友人・知人宅	12.3	18.0
習い事	24.6	35.9
放課後子ども教室	11.7	11.5
放課後児童クラブ	39.7	41.5
ファミリー・サポート・センター	0.6	1.8
その他	3.4	5.1
無回答	12.8	7.8

⑪ 希望する小学校高学年の放課後の過ごし方

希望する小学校高学年の放課後の過ごし方については「自宅」が63.7%、「習い事」が39.1%、「放課後児童クラブ」が26.3%、「放課後子ども教室」が10.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.5%の順となっており、「自宅」と「習い事」、「放課後児童クラブ」が多くなっています。

前回調査と比較すると「習い事」の率がかなり低下しているのが目立ちますが、「自宅」や「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の率には大きな違いはみられません。



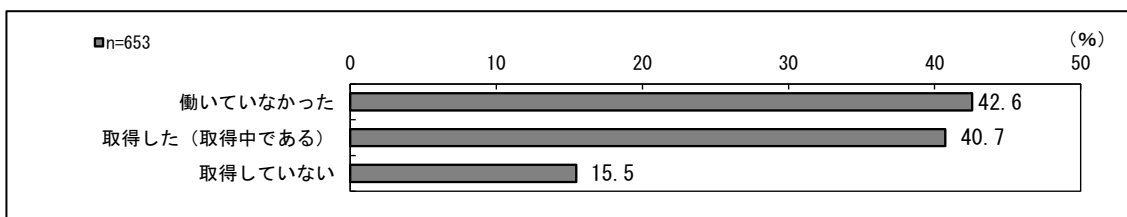
項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
自宅	63.7	62.7
祖父母宅や友人・知人宅	9.5	18.4
習い事	39.1	46.5
放課後子ども教室	10.6	10.1
放課後児童クラブ	26.3	30.4
ファミリー・サポート・センター	0.0	2.3
その他	2.2	4.1
無回答	12.8	8.8

⑫ 育児休業の取得について

母親の育児休業の取得については、前回調査と比較すると「働いていなかった」の率が大幅に低下し、「取得した（取得中である）」の率が大幅に上昇しており、働く母親の増加や制度の整備・啓発などにより、育児休業を取得する母親が増えていることがうかがえます。

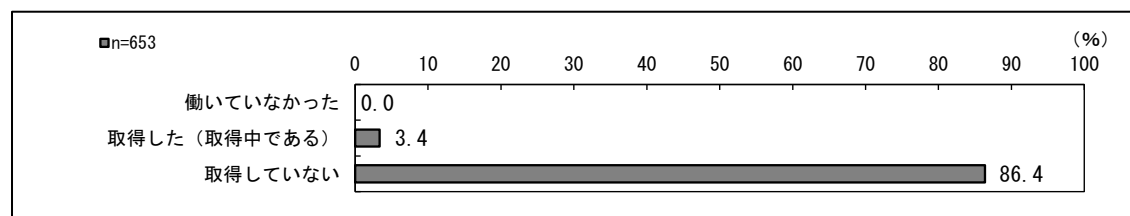
また、父親の育児休業の取得率はごくわずかなものの、前回調査と比較すると、取得率は0.9%（2人）から3.4%（22人）へと2.5%上昇しています。

■母親の育児休業取得について



項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
働いていなかった	42.6	58.0
取得した（取得中である）	40.7	23.3
取得していない	15.5	16.0
無回答	1.2	2.7

■父親の育児休業取得について

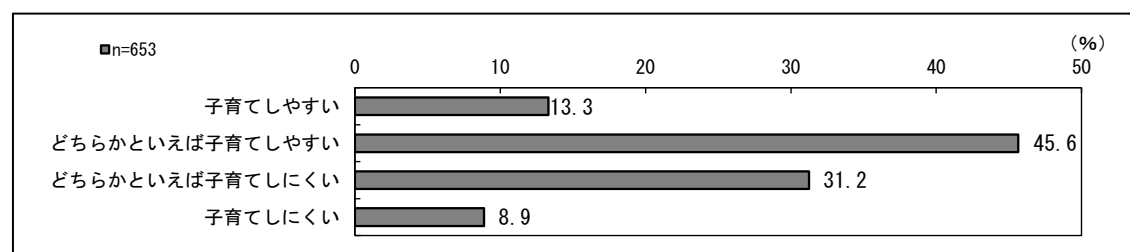


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
働いていなかった	0.0	0.0
取得した（取得中である）	3.4	0.9
取得していない	86.4	77.6
無回答	10.3	21.5

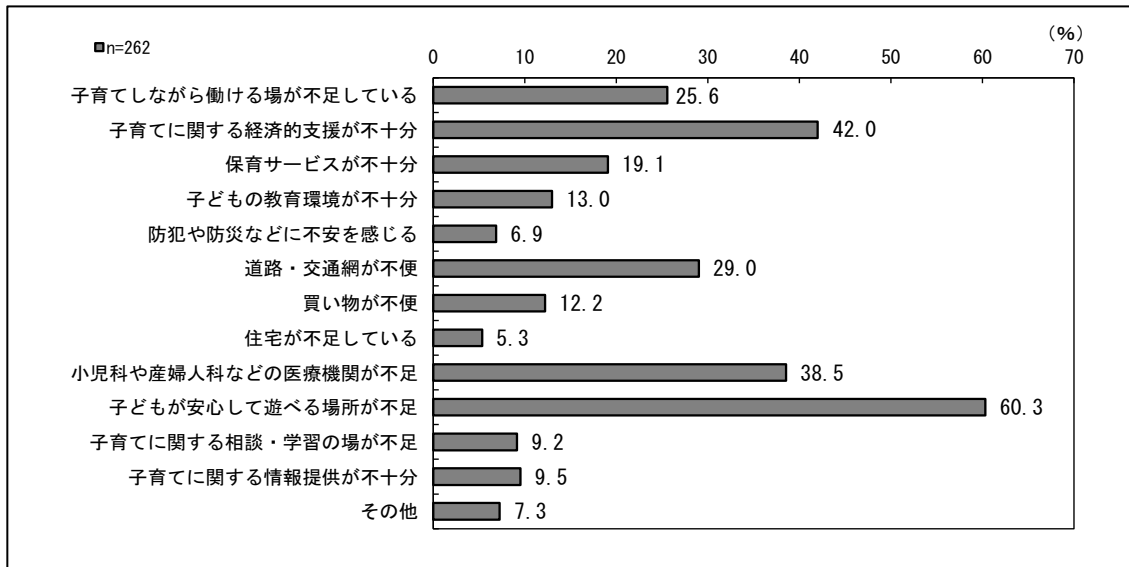
⑬ 茨城町は子育てしやすいまちだと思うか

茨城町は子育てしやすいまちだと思うかどうかについては「どちらかといえば子育てしやすい」が45.6%、「どちらかといえば子育てしにくい」が31.2%、「子育てしやすい」が13.3%、「子育てしにくい」が8.9%となっています。

これを“子育てしやすい”（「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の合計）と“子育てしにくい”（「どちらかといえば子育てしにくい」と「子育てしにくい」の合計）とに分類すると、“子育てしやすい”が58.9%、“子育てしにくい”が40.1%で、およそ6：4の比率となっています。



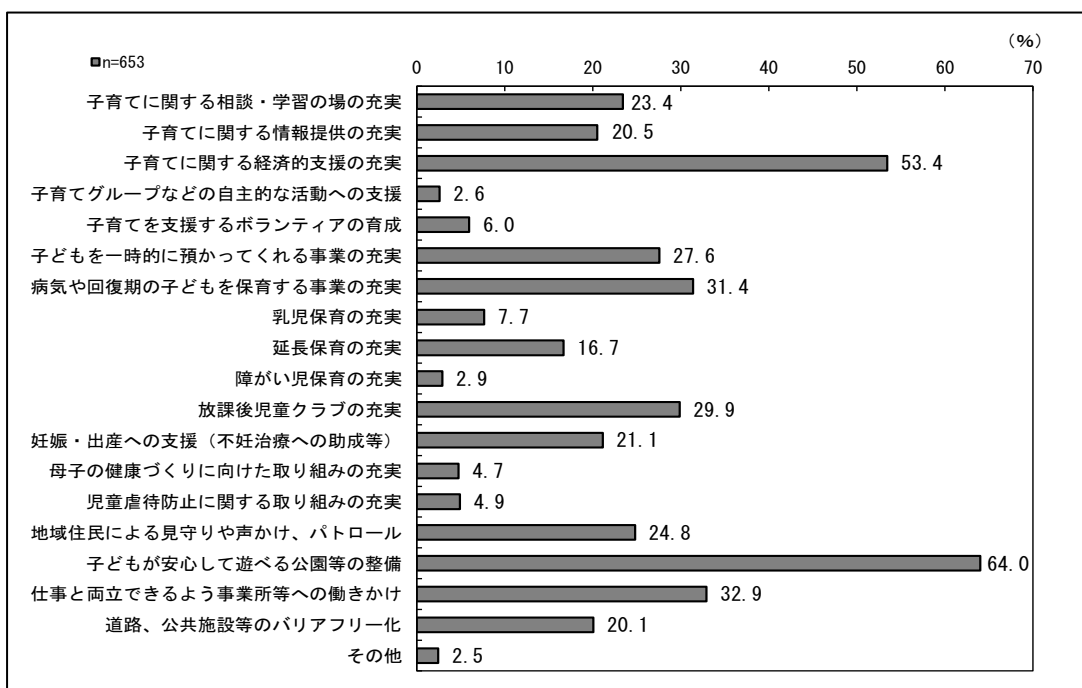
また、“子育てしにくい”という人にその理由をたずねたところ「子どもが安心して遊べる場所が不足」が60.3%がほかを引き離しており、次いで「子育てに関する経済的支援が不十分」が42.0%、「小児科や産婦人科などの医療機関が不足」が38.5%、「道路・交通網が不便」が29.0%の順となっており、前々問の結果にもみられたように、子どもの遊び場の不足が強く指摘されているほか、経済的支援の不十分さや医療機関の不足、道路・交通網の不便さが指摘されています。



⑭ 町の子育て支援策として特に期待、重要だと思うこと

町の子育て支援策として特に期待すること、重要だと思うことについては「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が64.0%、「子育てに関する経済的支援の充実」が53.4%と、ほかを引き離して第1・2位を占め、これまでの設問結果にもみられたように、子どもの遊び場の確保と経済的支援の充実が特に重視されています。

その他では、「仕事と両立できるよう事業所等への働きかけ」が32.9%、「病気や回復期の子どもを保育する事業の充実」が31.4%、「放課後児童クラブの充実」が29.9%、「子どもを一時的に預かってくれる事業の充実」が27.6%と続き、職場の子育て環境・条件整備への働きかけや病児・病後児保育の充実、放課後児童クラブの充実、一時預かり等の充実も重視されています。

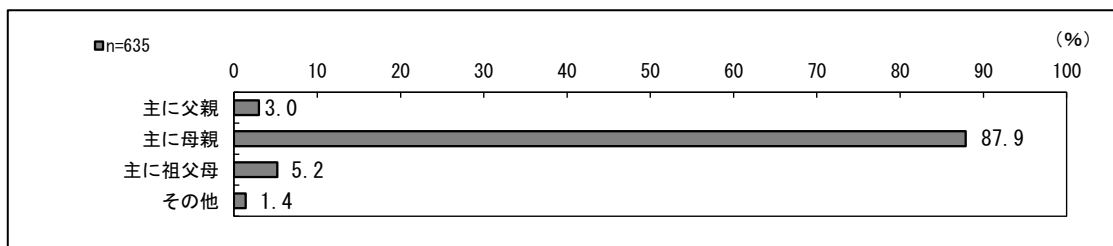


(3) 小学生調査結果の概要

① 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人については「主に母親」が87.9%、「主に祖父母」が5.2%、「主に父親」が3.0%で、母親が9割弱を占めています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

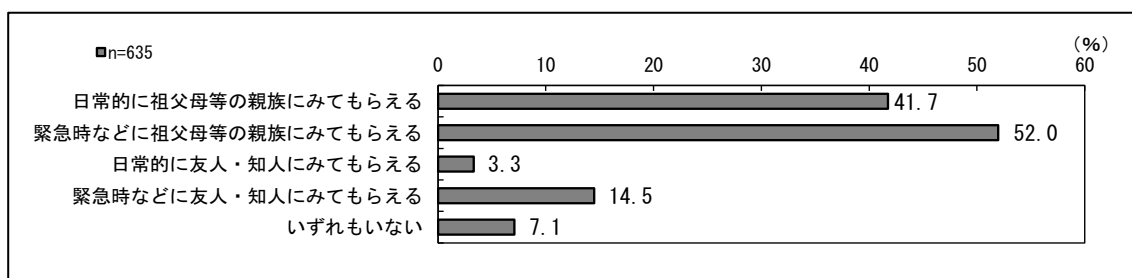


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
主に父親	3.0	1.4
主に母親	87.9	88.5
主に祖父母	5.2	3.3
その他	1.4	0.3
無回答	2.5	6.6

② 日頃子どもを預かってもらえる人の有無

日頃子どもを預かってもらえる人の有無については「緊急時などに祖父母等の親族にみてもらえる」が52.0%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が41.7%、「緊急時などに友人・知人にみてもらえる」が14.5%、「いずれもない」が7.1%、「日常的に友人・知人にみてもらえる」が3.3%の順となっており、祖父母等の親族にみてもらえる人が多い地域であることがうかがえます。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。



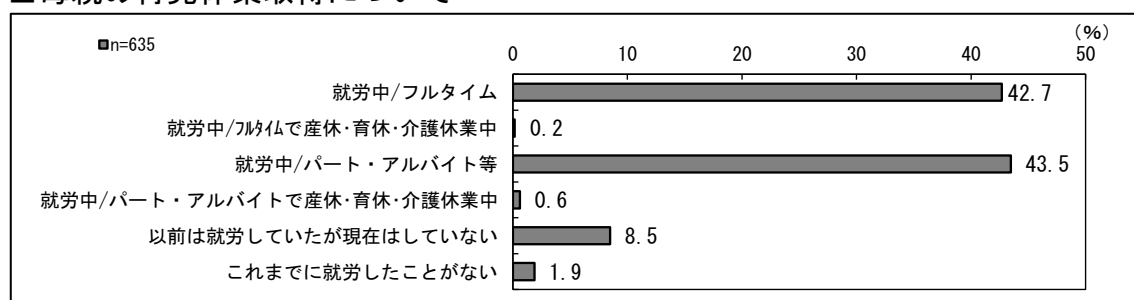
項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	41.7	41.6
緊急時などに祖父母等の親族にみてもらえる	52.0	52.5
日常的に友人・知人にみてもらえる	3.3	3.2
緊急時などに友人・知人にみてもらえる	14.5	14.0
いずれもない	7.1	8.7
無回答	4.1	2.9

③ 保護者などの就労の状況

母親の就労状況については“就労中”が合計で87.0%と9割弱（このうち“フルタイム”と“パート・アルバイト”はほぼ半々）を占めており、前回調査と比較すると「この5年間で小学生の母親の就労率がフルタイムの増加を中心に20%以上上昇した」ということがいえ、特徴的な結果となっています。

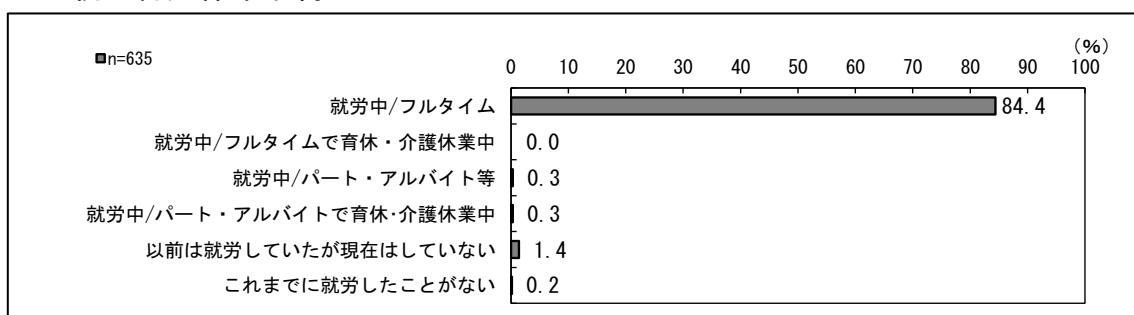
また、父親の就労状況については、大部分の人が“フルタイム”で働いていることがうかがえ、前回調査と比較しても大きな違いはみられません。

■母親の育児休業取得について



項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
就労中/フルタイム	42.7	26.7
就労中/フルタイムで産休・育休・介護休業中	0.2	0.6
就労中/パート・アルバイト等	43.5	37.4
就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中	0.6	1.0
以前は就労していたが現在はしていない	8.5	17.0
これまでに就労したことがない	1.9	2.4
無回答	2.7	15.0

■父親の育児休業取得について

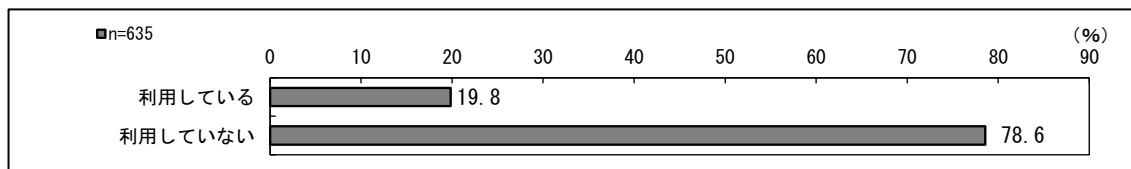


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
就労中/フルタイム	84.4	88.5
就労中/フルタイムで育休・介護休業中	0.0	0.1
就労中/パート・アルバイト等	0.3	2.3
就労中/パート・アルバイトで育休・介護休業中	0.3	0.4
以前は就労していたが現在はしていない	1.4	2.8
これまでに就労したことがない	0.2	0.9
無回答	13.4	4.9

④ 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況については「利用していない」が78.6%、「利用している」が19.8%で、利用率は約2割となっています。

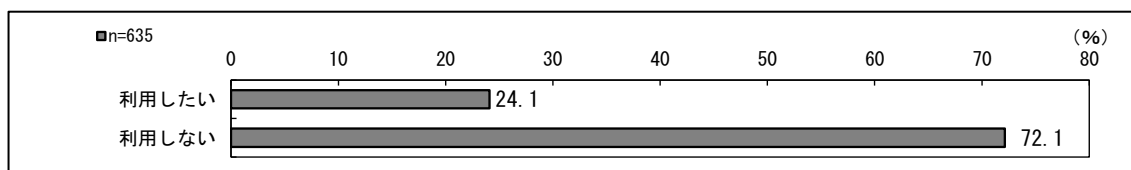
前回調査と比較すると、利用率は3.8%上昇しています。



項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
利用している	19.8	16.0
利用していない	78.6	80.2
無回答	1.6	3.8

⑤ 放課後児童クラブの今後の利用意向

放課後児童クラブの今後の利用意向については「利用しない」が72.1%、「利用したい」が24.1%で、利用希望率は2割強となっています（前回調査との比較は前回半数弱が無回答であったため省略）。

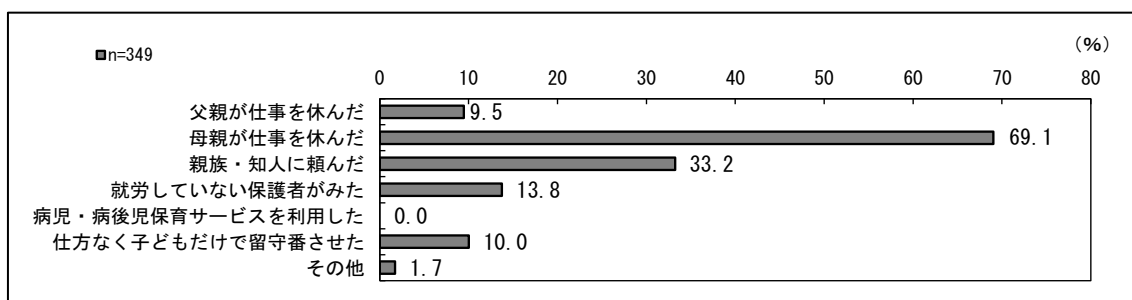


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
利用したい	24.1	53.6
利用しない	72.1	0.6
無回答	3.8	45.8

⑥ 子どもの病気の際の対応について

病気等で学校を休まなければならなかったことがあった人のこの1年間の対処方法については「母親が仕事を休んだ」が69.1%、「親族・知人に頼んだ」が33.2%、「就労していない保護者がみた」が13.8%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が10.0%、「父親が仕事を休んだ」が9.5%の順となっており、「母親が休んだ」が多く「病児・病後児保育サービスを利用した」という人はいないという状況です。

前回調査と比較すると「母親が休んだ」の率が大幅に上昇しています。

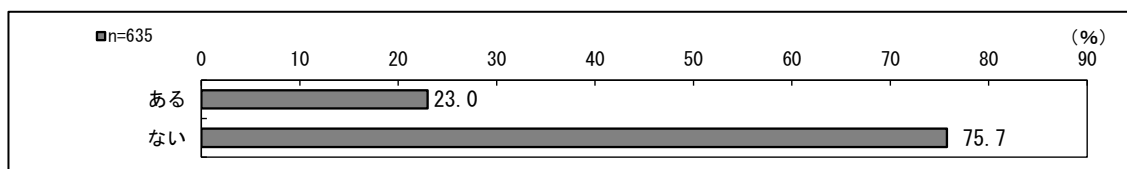


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
父親が仕事を休んだ	9.5	9.2
母親が仕事を休んだ	69.1	54.6
親族・知人に頼んだ	33.2	29.4
就労していない保護者がみた	13.8	25.2
病児・病後児保育サービスを利用した	0.0	0.2
仕方なく子どもだけで留守番させた	10.0	8.0
その他	1.7	3.1
無回答	2.0	3.9

⑦ 子どもを一時的に預けたこと

私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭、子どもの親の病気、就労のため、子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことがあったかどうかについては「ない」が75.7%と8割弱、「ある」が23.0%と2割強となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。

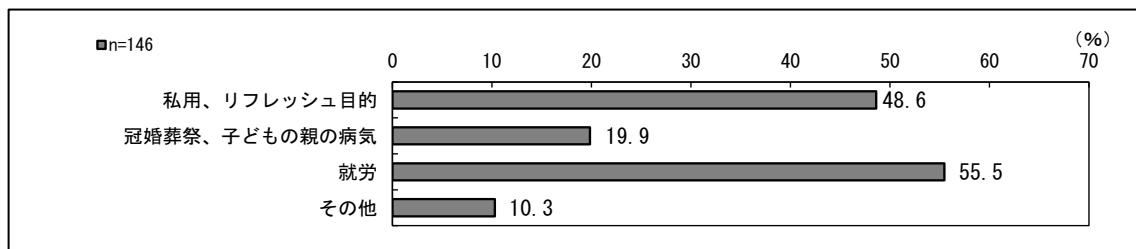


項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
ある	23.0	23.4
ない	75.7	72.8
無回答	1.3	3.9

⑧ 子どもを一時的に預けた理由

子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことがあった人の預けた理由については「就労」が55.5%、「私用、リフレッシュ目的」が48.6%、「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が19.9%の順で、「就労」と「私用、リフレッシュ目的」が多くなっています。

前回調査と比較すると、「私用、リフレッシュ目的」の率が大幅に上昇しているほか、「就労」の率もやや上昇し、一方で「冠婚葬祭、子どもの親の病気」の率はやや低下しています。



項 目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
私用、リフレッシュ目的	48.6	29.8
冠婚葬祭、子どもの親の病気	19.9	24.4
就労	55.5	50.4
その他	10.3	14.9
無回答	0.7	2.9

4 第 1 期計画の総括

(1) 幼児教育・保育の状況

幼児教育・保育の第 1 期計画期間の状況について、実績に対し十分な確保量をとることができました。特に、1 号認定及び 3 号認定（1・2 歳児）については、量の見込みを上回る実績となりましたが、実績を上回る確保量を用意でき、本町では待機児童ゼロとなっています。

【第 1 期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績】

区 分			第 1 期計画				
			H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園、 認定こども園	1 号認定 (3～5 歳児)	量の見込み	185 人	178 人	177 人	177 人	176 人
		実績①	267 人	267 人	251 人	246 人	242 人
		確保量②	466 人	466 人	475 人	515 人	515 人
		過不足 (②-①)	199 人	199 人	224 人	268 人	273 人
保育所 (園)、 認定こども園	2 号認定 (3～5 歳児)	量の見込み	427 人	412 人	411 人	410 人	408 人
		実績①	383 人	363 人	351 人	363 人	384 人
		確保量②	459 人	459 人	453 人	433 人	433 人
		過不足 (②-①)	76 人	96 人	102 人	70 人	49 人
	3 号認定 (0 歳児)	量の見込み	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
		実績①	47 人	32 人	23 人	37 人	27 人
		確保量②	51 人	51 人	55 人	55 人	55 人
		過不足 (②-①)	4 人	19 人	32 人	18 人	28 人
	3 号認定 (1・2 歳児)	量の見込み	172 人	171 人	169 人	169 人	168 人
		実績①	182 人	187 人	191 人	191 人	191 人
		確保量②	188 人	188 人	193 人	193 人	193 人
		過不足 (②-①)	6 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	合計	量の見込み	834 人	811 人	807 人	806 人	802 人
		実績①	879 人	849 人	816 人	838 人	844 人
		確保量②	1,164 人	1,164 人	1,176 人	1,196 人	1,196 人
		過不足 (②-①)	285 人	315 人	360 人	358 人	352 人

各年 4 月 1 日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

【第1期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績】

区 分		年 度	第 1 期計画				
			H27	H28	H29	H30	H31
利用者支援事業	量の見込み		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実績		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		27,084 人	26,940 人	26,808 人	26,676 人	26,544 人
	実績		14,869 人	16,687 人	20,207 人	17,470 人	6,832 人
	確保量		27,084 人	26,940 人	26,808 人	26,676 人	26,544 人
			9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
妊婦健康診査	量の見込み		240 人	250 人	250 人	250 人	250 人
	実績		309 人	200 人	188 人	206 人	168 人
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み		195 人	194 人	193 人	192 人	191 人
	実績		193 人	192 人	198 人	198 人	81 人
養育支援訪問事業	量の見込み		5 世帯	5 世帯	6 世帯	6 世帯	6 世帯
	実績		10 世帯	11 世帯	18 世帯	8 世帯	5 世帯
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実績		5 回	8 回	10 回	6 回	3 回
子育て短期支援事業	量の見込み (延べ人数)		28 人	28 人	28 人	28 人	28 人
	実績 (延べ人数)		4 人	3 人	25 人	15 人	0 人
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号 (延べ人数)	594 人	571 人	570 人	569 人	569 人
		2号 (延べ人数)	11,138 人	10,716 人	10,698 人	10,680 人	10,628 人
	実績	1号 (延べ人数)	169 人	418 人	191 人	131 人	40 人
		2号 (延べ人数)	800 人	1,451 人	1,892 人	2,031 人	818 人
	確保量 (延べ人数)		11,732 人	11,287 人	11,268 人	11,249 人	11,197 人

区 分		年 度	第 1 期計画				
			H27	H28	H29	H30	H31
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	量の見込み (延べ人数)		6,230 人	6,103 人	6,081 人	6,060 人	6,030 人
	実績 (延べ人数)		455 人	359 人	411 人	233 人	168 人
	確保量 (延べ人数)		6,230 人	6,103 人	6,081 人	6,060 人	6,030 人
延長保育事業	量の見込み		301 人	294 人	292 人	292 人	291 人
	実績		80 人	68 人	86 人	80 人	63 人
	確保量		319 人	328 人	328 人	328 人	328 人
			8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
病児・病後児 保育事業 (体調不良時対応型)	量の見込み		717 人	701 人	699 人	697 人	693 人
	実績		407 人	277 人	286 人	407 人	136 人
	確保量		1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童 クラブ)	量の 見込み	低学年	306 人	277 人	253 人	237 人	228 人
		高学年	53 人	55 人	54 人	52 人	47 人
		合計	359 人	332 人	307 人	289 人	275 人
	実績	低学年	213 人	169 人	218 人	217 人	226 人
		高学年	44 人	105 人	89 人	77 人	92 人
		合計	257 人	274 人	307 人	294 人	318 人
	確保量		340 人	370 人	370 人	370 人	370 人

※平成 31 年 放課後児童クラブの実績は令和元年 5 月 1 日現在

※平成 31 年 地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）の実績については令和元年 10 月 1 日現在

(3) 計画の基本目標別実績及び評価等

① 評価の基準

第1期計画期間の評価基準については、以下の表中の基準を示し、各担当において評価を行いました。

A	計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。(ほぼ100%実施した)
B	計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあつた。(75%程度実施した)
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
D	計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。(施策・事業に着手し、動き始めることはできた)
E	現在、ほとんど手をつけていない。(施策・事業に着手することができなかった)

② 実績と評価

第1期計画期間の実績及び評価等を、基本目標別にまとめると次のとおりです。

【基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備】

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
情報教育推進事業	パソコン教室整備事業、小中学校にパソコンを整備し、情報教育を推進します。	学校教育課	小中学校にパソコン教室を整備し、校内無線LAN、タブレット端末(各学校当たり51台)、電子黒板の整備を進め、情報教育に対応できる環境整備に努めています。また、これらのICT機器を活用した授業改善を進めています。	A
安全管理に関する取組	学校施設の外部からの来訪者の確認、不審者侵入防止等について防犯カメラの設置及び方策を計画します。	学校教育課	小中学校、幼稚園に防犯カメラを設置するとともに、敷地の周囲に高さのあるフェンスを整備するなど、不審者の侵入防止のための対策を進めています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
地域交流推進事業の実施	地域の社会資源等を授業に活用し地域との交流を推進します。	学校教育課	平成 29 年度に作成した「ふるさと茨城町」を活用したふるさと学習を推進するとともに、涸沼などの恵まれた自然環境を活かした環境学習に取り組んでいます。	A
小学校と中学校の情報交換会	学期末や年度末等に、小学校と中学校の教員が情報交換を行い、新中学 1 年生の学校生活への適応を図ります。	学校教育課	小中学校の連携の充実を図るため、教員の研修会や授業の相互参観、情報交換を行い、生徒が小学校から中学校への環境の変化に適応できるよう取り組んでいます。	B
部活動での外部指導者の活動	外部指導者の協力を得て、運動部の活動の充実を図ります。	学校教育課	各中学校において数人の外部指導者の協力を得て、運動部活動の充実に取り組んでいます。	B
学校評議員制度	地域や社会に開かれた学校づくりを進め、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開します。	学校教育課	学校行事等に地域の方を招くとともに、学校評議員の意見を参考にしながら、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。	B
多様な体験活動の機会の充実	自然体験、農業体験、ボランティア活動等、各学校の特色ある活動を支援します。	学校教育課	小中学生を対象とした農業体験、中学 2 年生を対象とした北海道自然体験教室や職場体験など、児童生徒の社会人としての資質を育成するための体験活動の充実に取り組んでいます。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
教育支援センター事業	不登校生徒や学級不適応生徒への支援等、様々なニーズに応じた相談・指導を行います。	学校教育課	不登校や学校生活における様々な悩みのある児童生徒や保護者、学校関係者の相談を行うとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っています。	B
きめ細かな指導の充実	ＴＴ非常勤講師を配置し、学力向上のための少人数指導や習熟度別指導を行います。	学校教育課	学力向上のため、各学校に学習指導支援講師を配置し、少人数指導や習熟度別指導に取り組んでいます。	B
外部人材の活用	水泳、書道などの授業を、専門的な知識や技能を有する社会人が担当します。	学校教育課	ブライトリダー制度を活用し、専門的な知識や技能を有する地域の方を授業の講師として招き、児童生徒の心身の教育の充実を図っています。	B
職場体験の充実	中学校期における様々な職場での体験活動を通じて、「職業」や「労働」に対する意識を啓発します。	学校教育課	職場体験の中で、生徒が「労働」や「職業」といった意識をもち、将来の社会的・職業的自立を養うことができるよう、指導しています。	A
スポーツ少年団支援事業	スポーツ少年団育成指導と支援を行う。スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成をすることにより、子どもの健やかな体の育成を図ります。	生涯学習課	各種競技大会への積極的な参加や、各団体の自主運営による大会開催を行っています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
地域家庭教育推進事業	就学前や思春期の子を持つ親を対象に、子どもの成長に応じた躰（しつけ）や接し方についての理解を深める。また、次代の親となる中学生に対しても子育てに対する理解を深めます。	生涯学習課	各小学校、健康増進課と連携し、就学時健診や歯科健診での「子育て講座」の実施をしています。中学生の生徒・保護者を対象とした「思春期講座」のほか、企業と連携した家庭教育支援に取り組んでいます。	A
		健康増進課	3歳児健診の際に家庭教育関係の冊子を配布しています。5歳児健診では保護者に対し就学に向けての家庭内でのしつけや接し方について講話を実施しています。	A
町立学校体育施設開放事業	町内各小中学校の体育館施設を開放し、青少年のスポーツ活動の推進を図ります。	生涯学習課	町民のスポーツ・レクリエーション活動の普及・発展を目的とし、継続的・計画的にスポーツ活動をする団体を育成し、社会体育の振興を図るため実施しています。	A
おはなしの会	読書会（ボランティア）による読み聞かせを行います。	生涯学習課 （図書館）	幼児期から本に触れ、本の楽しさを感じられるよう毎月第2・第4土曜日に図書館内でボランティア団体による多種多彩な絵本の読み聞かせ活動を行っています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
ブックスタート事業	親子が絵本を通して心を触れ合う機会をつくり、人間関係の基礎となるコミュニケーション能力を養います。	生涯学習課 (図書館)	健康増進課と連携し、隔月の離乳食教室、育児相談時(生後5～9か月児)に絵本の無償配布と図書館司書が読み聞かせを行い、親子の触れ合う時間をつくる手助けをしています。	A
絵本となかよし	職員とボランティアが絵本の読み聞かせを通して躰(しつけ)、伝統、文化に触れながら人づくり教育に取り組めます。	生涯学習課 (図書館)	ブックスタートのフォロー版として、毎月第2・第4木曜日にボランティア団体や図書館司書による絵本の読み聞かせや手遊びなどを行い、絵本の楽しさを伝達しています。	A
環境改善事業	青少年相談員による環境浄化やコンビニエンスストア・書店等へ「青少年の健全育成に協力する店」の登録の推進を行います。	生涯学習課	毎年11月に、青少年相談員がコンビニエンスストア・書店等へ出向き「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動を実施しています。現在の登録件数は対象32店舗中登録は31店舗となっています。	A
地域安全活動推進事業	青少年にとって悪影響を与えるおそれがある情報や商品、サービスの提供など、有害環境除去の活動に対して理解を深めます。	生涯学習課	7月から11月にかけて、月に1回青少年相談員による各地区パトロールや祭事パトロールを実施し、健全な社会環境づくりに努めています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
子どもの居場所づくり事業	各種教室（将棋・手話・実験教室・和太鼓活動等）を開催します。	生涯学習課	子どもの居場所づくり・健全やかな成長を促すことを目的とし、小中学生を対象に土日、夏休みに将棋教室、レクリエーション、科学実験等様々な子ども教室を開催しています。	A
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学6年生までの児童に対し、生活の場や遊びを提供し、その健全な育成を図ります。	こども課	町内4か所で開設し、小学1年生から6年生までを対象に運営しているが、支援員を確保することが困難であるため、高学年（5・6年生）の受入れができない状況であることから、支援員の確保に努めます。	B

【基本目標 3 子どもと母親の健康の確保及び増進】

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした者に対して母子健康手帳を交付し、併せて交付時に保健師による健康相談を行います。	健康増進課	母子健康手帳の交付時に保健師による健康相談を実施しています。また「母子手帳アプリ」への登録案内もしており、情報発信にも取り組んでいます。	A
妊婦・乳児健康診査医療機関委託事業	医療機関における健康診査を妊婦 14 回・乳児 2 回ずつ助成で受診ができます。	健康増進課	医療機関における妊婦健康診査 14 回（一部助成）、乳児健康診査 2 回を無料で実施しています。	A
パパママ教室	妊婦及び家族に対してマタニティビクス・お産のリハーサル・育児・母子保健サービスについての講義や実習を行います。	健康増進課	パパママ教室を 2 回 1 クールで年間 3 クール実施しています。マタニティビクス・お産のリハーサル、調理実習（夫対象）、沐浴実習、妊婦疑似体験など、夫婦参加型の内容で実施しています。	A
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後 4 か月までの全ての乳児のいる家庭を対象に訪問を実施し、育児不安の解消を図ります。	健康増進課	生後 1 ～ 4 か月までの全ての乳児のいる家庭を対象に訪問を実施し、保護者の育児不安の軽減に努めています。	A
乳児健康診査・1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査	6 ～ 8 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に各健康診査を実施。身体計測・診察及び健康相談・育児相談等を行います。（事故予防、予防接種推奨・育児不安の相談等）	健康増進課	1 歳 6 か月児・3 歳児・5 歳児を対象に健康診査を行い、身体計測・診察及び育児相談等を実施しています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
歯科保健指導事業 (幼児歯科検診)	1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳健康診査において、歯科衛生士による個別指導、フッ素塗布を行い、むし歯予防に対する意識の高揚を図ります。	健康増進課	1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳健康診査において、歯科衛生士による個別ブラッシング指導、フッ素塗布及びAg（むし歯の進行止め）塗布を実施し、5歳児健康診査では、むし歯予防に関する講話と歯科相談を実施しています。	A
各種予防接種	予防接種法による予防接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘、おたふく〔任意〕）を実施します。	健康増進課	予防接種法による予防接種（定期：B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、四種混合、麻疹風疹混合、水痘、日本脳炎、二種混合 任意：ロタ、おたふくかぜ、小児インフルエンザ）を実施しています。	A
食育推進事業	両親学級時の妊婦への栄養指導、栄養士、食生活改善推進員による調理実習と講話、地区公民館等での母と子参加の調理講習を行います。	健康増進課	「めざせ育メン！料理教室」で妊婦の夫への調理指導、管理栄養士による子育てセミナーにおける調理実習と講話、地区公民館等での親子対象の調理講習を実施しています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
健康相談・電話相談	月1回健康相談日を設け、個別に母子の相談を実施し、電話相談も随時行います。また、思春期保健対策についても電話相談を随時行います。	健康増進課	育児相談（3～4か月児、8～9か月児）を実施（年間各6回）。毎月第2水曜日を健康相談日として、発育面での経過を観察するなど、健診後のフォローを実施しており、随時、電話相談、家庭訪問も実施しています。	A
健康診査事業 （乳がん検診・子宮がん検診）	乳がん検診（30歳以上）・子宮がん検診（20歳以上）を実施します。	健康増進課	乳がん検診（30歳以上）・子宮がん検診（20歳以上）を集団及び医療機関で実施しています。	B
不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けた方に治療費の一部を助成します。 （上限5万円）	健康増進課	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）、男性不妊治療を受けた方に治療費の一部助成を実施しています。（上限15万円）	A
妊産婦福祉医療	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。	保険課	妊産婦が、医療機関で受診及び入院した場合に医療費の自己負担分を一部助成しています。 （自己負担 外来1回600円月2回限度、入院1日300円月10日限度。調剤薬の自己負担はなし。）	A
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費を公費により負担します。	健康増進課	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費の公費負担（未熟児養育医療）を実施しています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
小児・児童福祉医療	中学３年生までの子どもが医療機関等を受診した場合に医療費の一部を助成します。	保険課	中学３年生までの子どもが医療機関を受診及び入院した場合の医療費の自己負担分の一部助成を平成３０年１０月から高校３年生までに拡大しました。０歳から３歳未満の幼児に対しては外来自己負担を助成しております。 ８自己負担 外来１回 ６００円 月２回限度、入院１日 ３００円 月１０日限度 （調剤薬の自己負担はなし。）	A

【基本目標 4 子育て支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保】

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
子育て世帯への住宅供給	公的住宅や空き家などの情報を提供し、子育て世帯が暮らしやすい安全な住宅の確保に努めます。	都市整備課	町営住宅の申し込みは随時受付しています。また、安全な住宅の確保については、茨城町公営住宅等長寿命化計画を策定し、それを基に町営住宅の長寿命化とバリアフリー化に向けて取り組みます。 空き家などの情報の提供については、現在、空家バンクの登録がないので、引き続き空家バンク登録を目指し制度の周知等に努めます。	C
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等における段差の解消や授乳室、ベビーベッド、ベビーチェアなど子育て世帯が利用しやすい施設・整備の推進に努めます。	財政課	本庁舎に、授乳室（ベビーベッド有り）の設置や正面玄関スロープ等を設置しました。今後子育て世帯等、誰もが利用しやすい施設整備の推進に取り組みます。	B
防犯対策推進事業	各校で「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」等を作成し、年1回の防犯訓練を実施します。	学校教育課	各学校で「危機管理マニュアル」に基づき、学校への不審者侵入時の対応や防犯訓練も定期的に実施しています。	A
「こどもを守る110番の家」等推進事業	各校毎に「こどもを守る110番の家」を設置し、子どもの安全確保対策として地域ぐるみで取り組みます。	学校教育課	「こどもを守る110番の家」の設置協力者との連携により、子どもたちの登下校や地域での生活の防犯対策が図られています。	B

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
小学生への防犯ブザーの配布	子どもたちを犯罪や危険から守るため、防犯ブザーを配布します。	学校教育課	企業の提供により、新小学1年生に対し防犯ブザーや安全笛を配布し、安全対策を図っています。	A
交通安全対策事業	安全な道路交通環境としてカーブミラーやガードレールの設置、通学時の朝夕の立哨活動を行い、子どもの安全確保をします。また、水戸警察署と連携した交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上と正しい交通ルールについて学びます。	町民協働課	水戸警察署や水戸地区交通安全協会、関係機関と連携し、街頭立哨活動、交通安全運動期間中の街頭キャンペーンの開催、学校等での交通安全教室を開催するなど、交通安全普及啓発と交通事故防止活動を実施しています。また、安全な交通環境を確保するため、カーブミラーや道路区画線などの交通安全施設の整備事業を実施しています。	B
防犯対策事業	子どもたちが安心して通学ができるよう防犯パトロールを実施します。「安全なまちづくり条例」に基づき、防犯活動やその他安全に関する活動を自主的に行う団体へ支援を行い、安心して安全な住みよい地域社会を構築します。	町民協働課	安全な地域づくりのための防犯環境整備として、防犯灯LED化や防犯カメラ設置事業を実施しています。また、地域の安全に対する意識の啓発を図るため、関係団体と連携した街頭キャンペーンや犯罪被害の未然防止のための防犯パトロールを実施しています。	B

【基本目標 5 要保護家庭へのきめ細かな取組の推進】

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	こども課	要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）を定期的に行い、関係機関等と情報の共有及び連携を図ることにより、児童虐待発生時には迅速な対応ができる環境整備に取り組んでいます。また、児童虐待予防対策としてオレンジリボンたすきりレーへの参加や虐待防止のための啓発活動など虐待発生・予防に取り組んでいます。	A
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業） 【再掲】	生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を対象に訪問を実施し、育児不安の解消を図ります。	健康増進課	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の様子を把握することで、産後うつ等の早期発見に努めています。	A
乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査 【再掲】	6～8か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に各健康診査を実施。身体計測・診察及び健康相談・育児相談等を行います。 （事故予防、予防接種推奨・育児不安の相談等）	健康増進課	1歳6か月児・3歳児・5歳児を対象に健康診査を行い、身体計測・診察及び育児相談等を実施しています。	A
育児相談事業	保健センターにおいて、保健師・管理栄養士・助産師等による育児相談を開催します。	健康増進課	保健センターにおいて、保健師・管理栄養士・助産師等による育児相談を実施しています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
早期療育支援事業	1歳6か月児健診、3歳児健診の結果、経過観察を必要とする幼児とその保護者を対象に教室を実施します。	健康増進課	1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診の結果、行動・発達面等で支援を必要とする幼児や育児不安の強い保護者等を対象に臨床心理士との個別相談ができる教室を実施しています。(月2回)	A
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	保険課	ひとり親世帯が、医療機関で受診及び入院した場合に医療費の自己負担分を一部助成しています。 自己負担 外来1回600円 月2回限度、入院1日300円 月10日限度 調剤薬の自己負担はなし。	A
児童扶養手当支給事業	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給します。	こども課	父母の離婚などにより、ひとり親家庭等になった保護者に対し、生活の安全と自立を促進することを目的とし、現行制度での支給をしています。	A
保育所(園)・幼稚園の障がい児受入れ事業	保育士の加配や障がいに関する専門の知識を有する職員を配置し、保育所(園)や幼稚園における障がい児の受入れ体制や相談体制を充実し、就学前児童に対して適切な保育・療育を実施します。また、そのため	こども課	現在、保育施設等では障害手帳及び療育手帳を持つ児童7人を受け入れており、保護者からの育児相談等を実施しています。また、町教育支援委員会において、小学校入学の際の受入れ態勢について情報交換等を行っています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
	に必要な保育士の人員配置、支援が行いやすい施設の整備に努めます。	学校教育課	就学前の障がい児の保護者との教育相談を通じて、就学に関する支援を行うとともに、教育委員会と小中学校、幼稚園、保育園が障がい児の支援に関して情報を共有するための会議を設置し、連携を図っています。	A
早期療育支援事業 (トトロ教室、なかよし教室)	情緒・言語・心身の発達などに問題のある幼児に対し、適切な早期療育を実施し、子どもの成長・発達を促すとともに親の育児不安を軽減します。	健康増進課	情緒・言語・心身の発達などに問題のある幼児に対し、適切な早期療育を勧め、関係機関につないでいます。保護者の不安軽減のため、なかよし教室などの個別相談を実施しています。	A
特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童の養育者に手当を支給します。	社会福祉課	対象者に対し各種障害者手帳の交付時に制度について案内を実施してきました。また、障がい者福祉のしおり、広報等により制度の周知にも努めています。	A
障がい児福祉手当の支給	身体又は精神に著しく障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の児童の者に手当を支給します。	社会福祉課	対象者に対し各種障害者手帳の交付時に制度について案内を実施してきました。また、障がい者福祉のしおり、広報等により制度の周知にも努めています。	A
在宅心身障がい児福祉手当の支給	在宅で 20 歳未満の重度の心身障がい児を介護している保護者に対し手当を支給します。	社会福祉課	対象者に対し各種障害者手帳の交付時に制度について案内を実施してきました。また、障がい者福祉のしおり、	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
			広報等により制度の周知にも努めています。	
ポーター教室 (ニコニコルーム)	発達に遅れや偏りがある子どもたちを対象にした集団指導と個別指導を行い、障がい児のための早期療育プログラムを実施します。	社会福祉協議会	利用者がいないため平成 26 年度末に廃止しました。	-
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や、保育所（園）等の障がい児を預かる施設に対する援助等にも対応します。	社会福祉課	児童発達支援サービスを提供することで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの推進に努めています。	B
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育とあいまって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	社会福祉課	放課後等デイサービスを提供することで、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりの推進に努めています。	B

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
障がい児入所支援 (福祉型・医療型)	重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実します。 福祉型…保護、日常生活の指導、知識技能の付与 医療型…保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療	社会福祉課	利用者がいないため障がい児入所支援(福祉型・医療型)のニーズの把握に努めています。	B
障がい児相談支援	個々の状況に合ったサービス利用を可能とする障がい児支援利用計画を作成します。	社会福祉課	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うことにより、個々の状況に合ったサービス利用の提供に努めています。	B

【基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進等】

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
男女共同参画推進事業	固定的な役割分担意識の解消を図るため、家庭・地域・職場等あらゆる場においての男女共同参画に関する広報、普及活動を行います。	企画政策課	男女共同参画意識の醸成を図るため、ポスター、チラシ等を積極的に活用して、広く意識啓発事業を実施しています。 今後は、男女共同参画意識の実態を踏まえた具体的な取組を検討してまいります。	C

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念**
- 2 教育・保育提供区域の設定**
- 3 基本目標**
- 4 計画の体系**

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

未来を担う子どもたちは、人と人とを結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく姿は次代への希望に満ち溢れ、光り輝いています。安心して産み育てられ、生涯この町で暮らしたいと思えるような安全で快適な地域社会が必要です。

第1期計画は、茨城町次世代育成支援行動計画の基本理念を継承し、各種施策を展開してきました。

今回の第2期においては、この基本理念を踏まえ、現状に鑑みて見直しを行い“子どもを安心して産み育てられる 夢と希望を未来へつなぐまち”を計画の基本理念とし、安心して産み育てられ、生涯この町で暮らしたいと思えるような安全で快適な地域社会が実現することを目指していきます。

計画の基本理念

子どもを安心して産み育てられる

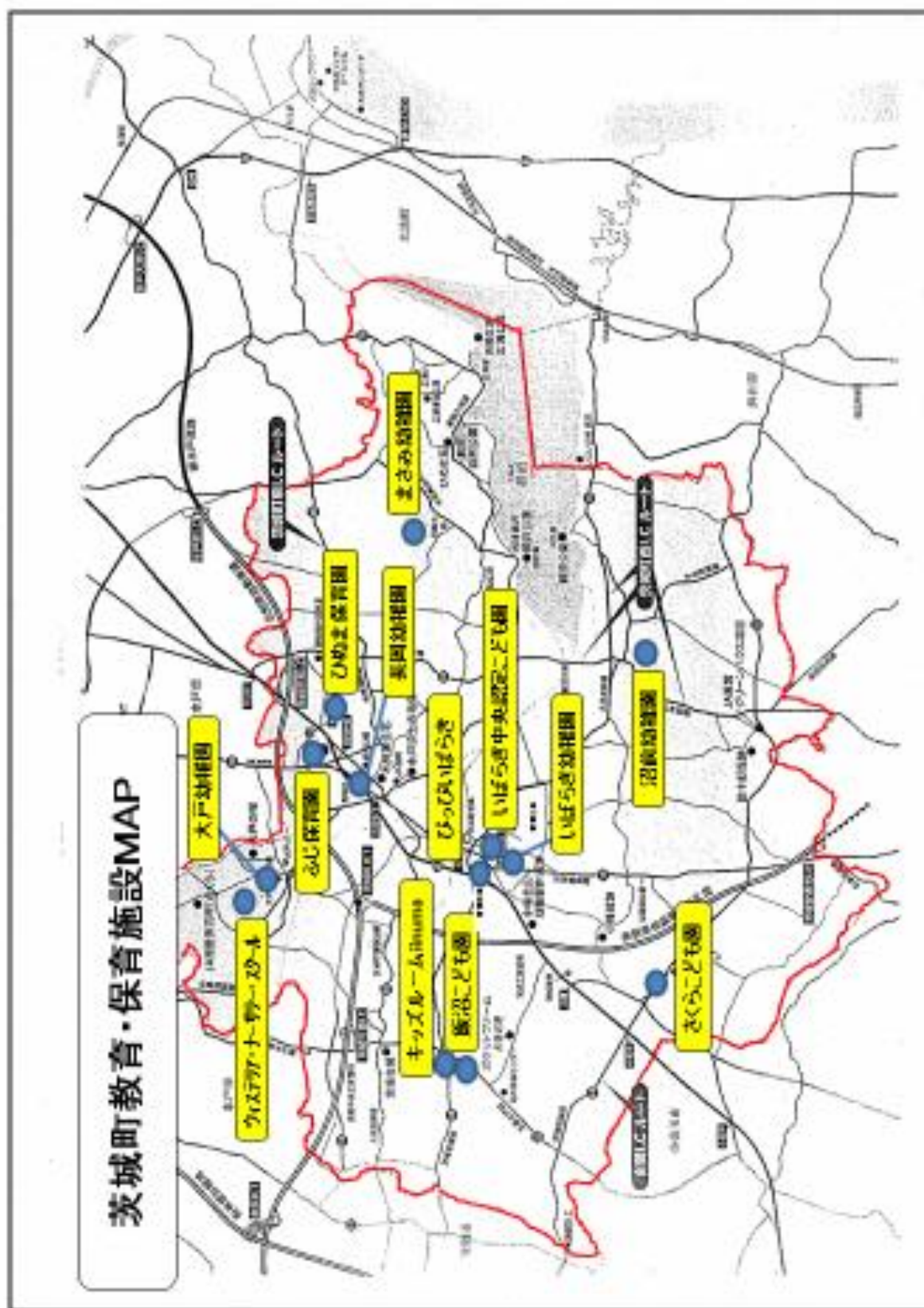
夢と希望を未来へつなぐまち

■茨城町次世代育成支援行動計画の基本理念

- 1 将来を担う子どもたちが明るくすこやかに成長できるような環境づくりをめざします。
- 2 子どもが欲しいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりをめざします。
- 3 子どもを育てている人が子育ての喜びを実感できるような環境づくりをめざします。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域は、町全域を1区域とします。



3 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の6つの基本目標を設定します。

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

少子化の急速な進行により子どもの数が減少しており、子ども自身が様々な年齢の中で互いに育ち合う機会が減少しているなど、子どもの育つ環境が変化しています。

子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合い、健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育を充実することが必要です。また、子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、子どもや母親の健康を確保するとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら子育てができるよう地域における子育て支援を推進します。

基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

命の大切さや子どもを産み育てること、家庭の大切さを理解できる子どもへと成長していけるよう、保育所（園）や学校等と連携を図りながら、社会性や豊かな人間性をもった次代の親として育成していきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザーを配置し、地域の特性を活かしながら、家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人一人が個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるような環境づくりに努めます。

基本目標 3 子どもと母親の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、伸び伸びと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、食育や小児医療の充実を進めていきます。

基本目標 4 子育て支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保

子どもが安心して伸び伸びと成長し、子育て家庭がゆとりをもった日常生活を営めるよう、良質な住宅を確保するとともに、施設のバリアフリー化、道路や公園の整備・充実等により安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、子育てと職業生活の両立ができるように、多様な保育サービスの充実を図ります。職場の子育て家庭に対する配慮や理解、ワーク・ライフ・バランス、各種法制度の利用に関することを周知啓発していくとともに、男性の子育て参加を促し、家族全体が子育てに協力し、子育てへの喜びを感じることができる環境づくりを目指します。

さらに、次代を担う子どもの生命を守るために、子どもたちの目線から生活環境を見つめ直し、地域・行政・関係機関が一体となって、子どもが安全で安心して伸び伸びと遊ぶことができる環境づくりに努めます。

基本目標 5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

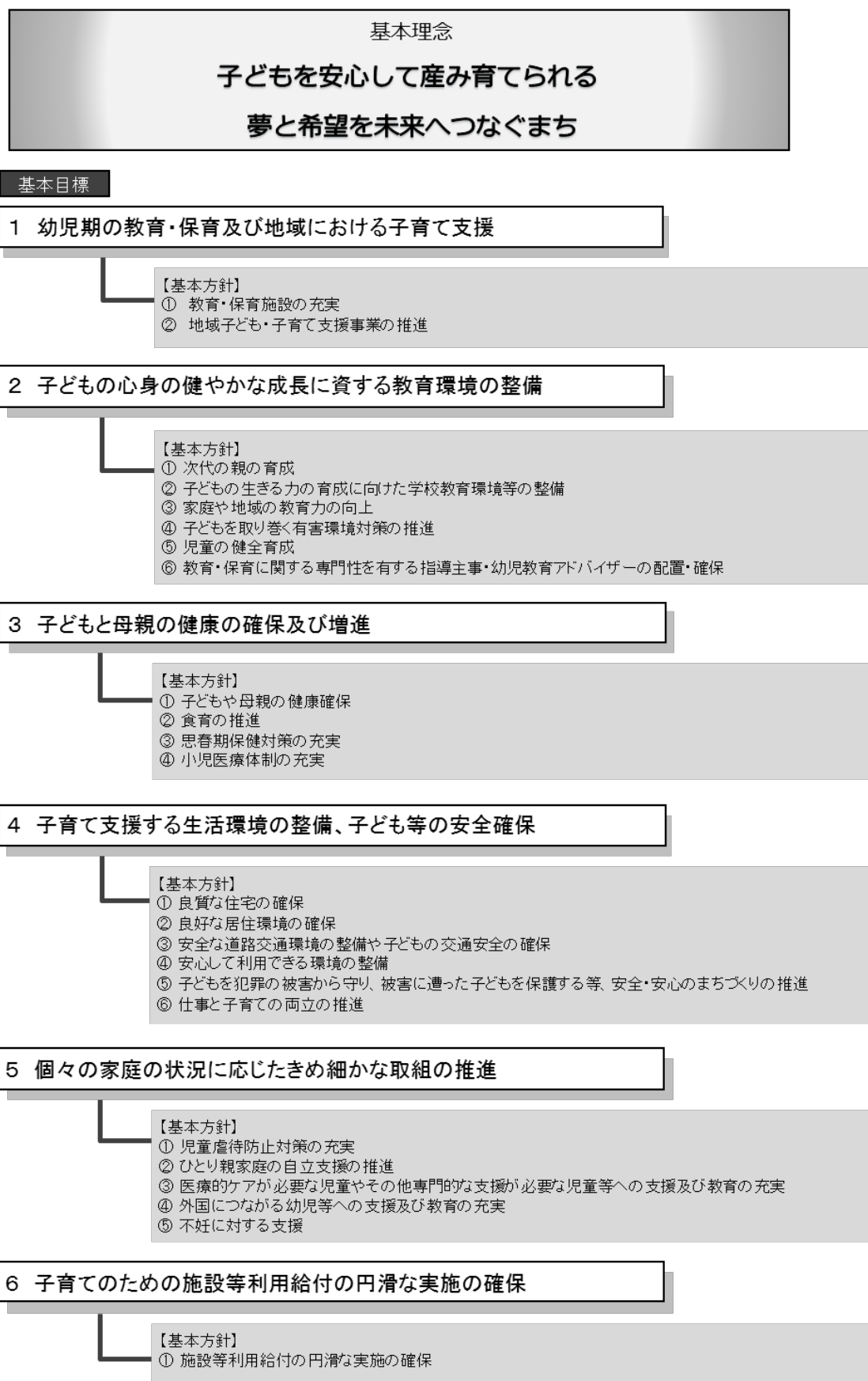
子どもの心身の発達・発育に長期間にわたり大きな影響を及ぼす児童虐待は増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。このため、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育てを推進するとともに、地域の見守りや関係機関・団体等との連携を図りながら、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うための体制の充実に努めます。また、子どもの貧困対策のための相談体制や経済的支援の充実に努めます。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念のもと、医療的ケアが必要な児童等や外国につながる幼児等への支援及び教育の充実を図り、地域社会で安心して暮らせるように、総合的な施策を推進します。

基本目標 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な支給を行います。

4 計画の体系



第4章

計画の推進方策

- 基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援
- 基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 基本目標3 子どもと母親の健康の確保及び増進
- 基本目標4 子育て支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保
- 基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進
- 基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

第4章 計画の推進方策

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

【基本方針】

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育施設の充実

(1) 1号認定

【1号認定とは】

「保育を必要とする事由」⁴に該当しない、年齢が3歳以上の就学前児童で、利用できる施設は幼稚園、認定こども園となります。

【実績】

年	H27	H28	H29	H30	H31
認定者数（人）	267	267	251	246	242

各年4月1日現在

【量の見込みと確保量】

区 分 \ 年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（人）	233	225	217	209	201
利用定員（人）	515	460	460	460	460

(2) 2号認定

【2号認定とは】

「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする年齢が3歳以上の就学前児童で、利用できる施設は保育園、認定こども園となります。

⁴ 保育を必要とする事由・・・①就労、②妊娠、出産、③保護者の疾病、障がい、④同居又は長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合。

【実績】

年	H27	H28	H29	H30	H31
認定者数（人）	383	363	351	363	384

各年4月1日現在

【量の見込みと確保量】

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（人）	370	357	344	332	332
利用定員（人）	433	463	463	463	463

（３）３号認定

【３号認定とは】

「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする０歳～２歳で、利用できる施設は保育園、認定こども園となります。

【実績】

年	H27	H28	H29	H30	H31
認定者数（人）	229	219	214	228	218

各年4月1日現在

【量の見込みと確保量】

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（人）	231	244	257	270	283
利用定員（人）	253	283	283	283	283

※令和２年度からの利用定員には、家庭的保育事業等の新規事業の利用定員数を含めています。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実績】

平成27年よりこども課窓口にて子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）1人を配置しています。

また、令和元年度より子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦の育児相談を行う相談員1人を配置しました。

年	H27	H28	H29	H30	H31
実績（か所）	1	1	1	1	2

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

区 分 \ 年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

区 分 \ 年 度		H27	H28	H29	H30
実績	延べ人数	14,869	16,687	20,207	17,470
	か所	9	9	10	10

【量の見込みと確保方策】

子育て支援センター1か所、町内の保育園3園、認定こども園7園（私立5園、公立2園）、児童福祉施設1か所の合計12か所で実施します。

年 度 区 分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み(延べ人数)		13,058	11,289	9,760	8,438	7,295
確保方策	延べ人数	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
	か所	12	12	12	12	12

(3) 妊産婦健康診査

【事業概要】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査及び保健指導を実施する事業です。

【実績】

平成 30 年度については妊婦 206 人に対し、14 回分までの公費助成を行いました。

年 度	H27	H28	H29	H30
実績(人)	309	200	188	206

【量の見込みと確保方策】

年 度 区 分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み(人)		190	190	180	180	170
確保方策		実施場所：県内医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関等との委託契約 健診回数：16 回／人（妊婦健康診査 14 回分＋産婦健康診査 2 回分） 検査項目：国が定める基本的な健康診査項目				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実績】

年 度	H27	H28	H29	H30
実績(人)	193	192	198	198

【量の見込みと確保方策】

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（人）	190	190	180	180	170
確保方策	実施体制：乳児家庭訪問指導員及び保健師 実施機関：保健福祉部 健康増進課				

（５）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実績】

平成 30 年度の実績は、訪問世帯数 8 世帯となっています。

年 度	H27	H28	H29	H30
実績（世帯）	10	11	18	8

【量の見込みと確保方策】

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（世帯）	7	7	6	6	5
確保方策	実施体制：保健師 6 人及び児童相談員 1 人（月 1 回訪問見込み） 実施機関：保健福祉部 健康増進課及びこども課				

（６）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【実績】

茨城町要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）を実施し、平成 30 年度の開催実績は 6 回となっています。

年 度	H27	H28	H29	H30
実績（回）	5	8	10	6

【確保方策】

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
確保方策（回）	5	5	5	5	5

（ 7 ） 子 育 て 短 期 支 援 事 業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

【実績】

本町では、石崎学園と樹学園の2か所にショートステイ事業のみを委託し、実施しています。

平成30年度の利用実績は、15人です。

年 度	H27	H28	H29	H30
実績（延べ人数）	4	3	25	15

【量の見込みと確保方策】

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
区 分					
量の見込み(延べ人数)	14	14	14	14	14
確保方策	実施場所 社会福祉法人 茨城補成会 石崎学園 社会福祉法人 つつみ会 樹学園				

（ 8 ） ファ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー （ 子 育 て 援 助 活 動 支 援 事 業 ）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績】

本事業については、実施していません。

【量の見込みと確保方策】

ファミリーサポートセンターの設置に向けて検討してまいります。

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園型

【事業概要】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。

【実績】

年 度	H27	H28	H29	H30
実績（延べ人数）	969	1,869	2,083	2,162

【量の見込みと確保方策】

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（延べ人数）	2,219	2,340	2,467	2,601	2,743
確保方策（延べ人数）	2,219	2,340	2,467	2,601	2,743

② 幼稚園型を除く

【事業概要】

一時預かり事業（幼稚園型）を除く一時預かり事業で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要に応じて保育を行う事業です。

【実績】

年 度	H27	H28	H29	H30
実績（延べ人数）	455	359	411	233

【量の見込みと確保方策】

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（延べ人数）	220	213	207	201	195
確保方策（延べ人数）	220	213	207	201	195

(10) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です

【実績】

年 度	H27	H28	H29	H30
実績（人）	80	68	86	80

【量の見込みと確保方策】

区 分 \ 年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（人）	128	128	128	128	128
確保方策（人）	328	328	328	328	328

(11) 病児・病後児保育事業（体調不良時対応型）

【事業概要】

病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現在は体調不良時対応型のみ実施をしていますが、病児対応型・病後児対応型の実施について検討していきます。

【実績】

年 度	H27	H28	H29	H30
実績（延べ人数）	407	277	286	407

【量の見込みと確保方策】

区 分 \ 年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み（延べ人数）	420	420	425	425	430
確保方策（延べ人数）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

【事業概要】

■放課後児童クラブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■放課後子ども教室

放課後に小学校の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点としての居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う事業です。

【実績】

■放課後児童クラブ

年 区 分		H27	H28	H29	H30
実績（人）	低学年	213	169	218	217
	高学年	44	105	89	77
	合計	257	274	307	294

各年5月1日現在

■放課後子ども教室

年 度 区 分		H27	H28	H29	H30
登録者数（人）		—	271	366	344
利用者数（延べ人数）		—	8,286	10,500	10,219
実施回数		—	週1回	週1回	週1回
場所		—	4か所	4か所	4か所

【量の見込みと確保方策】

各小学校を活用し「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業が連携することで、多様な子どもたちの関係を形成し、地域の人との関わりを体験できる

安心で安全な居場所を提供するとともに、放課後は利用しない余裕教室等（図書室や体育館等）を有効に活用した事業運営に取り組みます。

また、全ての子どもが利用できる環境（支援員やコーディネーターの確保等）を整備するため、教育委員会及び保健福祉部等の関係部局で、放課後児童健全事業の実施状況等の情報共有を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童等に対する個別支援の方法については必要に応じ関係機関と連携し、適切な支援体制を構築する等、児童の健全な育成に努めます。

今後においても、地域の実情に沿ったニーズを把握し、放課後児童健全事業の充実を図るとともに、利用者や地域住民への周知の推進に努めます。

■放課後児童クラブ

年 度 区 分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み (人)	低学年	221	221	221	221	221
	高学年	79	84	90	95	100
	合計	300	305	311	316	321
確保方策 (人)		370	370	370	370	370

■放課後子ども教室

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用定員	450	450	450	450	450
実施回数	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
場所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（給食を除く）

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【事業の方向性】

本事業については、対象となる児童や生徒世帯の把握に努め、今後検討してまいります。

(14) 家庭的保育事業【新規事業】

【事業概要】

家庭的な雰囲気の下で、0歳から2歳児の少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分 \ 年 度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	人数（人）	5	5	5	5	5
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
確保方策	人数（人）	5	5	5	5	5
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本方針】

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 5 児童の健全育成
- 6 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保

（１）次代の親の育成

【施策の方向性】

これから子どもを産み育てる親に対して、子どもとともに育っていくという観点から、いわゆる「親育ち」を支援する取組が必要です。

このため、子どもを産み育てたいという希望が実現できるための環境を整備するとともに、母親学級等の学習機会などを活用し、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義などの啓発事業を進めます。

また、小中学生には子どもを産み育てることの素晴らしさや生命の大切さを理解してもらうため、乳幼児等との交流の機会を設けていきます。

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

【施策の方向性】

子どもたちの成長には親や家庭の役割とともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校など教育・保育環境の役割も重要です。子どもたちが、教育・保育の提供を通じて集団の異年齢の関わりの中で、人間形成の基礎を身につけるとともに、様々な体験を通じ、社会性や心身の成長を育むことが求められています。また、学校教育の分野においては、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう、家庭、地域が連携した取組が必要になっています。

（３）家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

少子化、核家族化や地域関係の希薄化等により、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。教育の原点である家庭の教育力を高めるため、家庭の自主性を尊

重しつつ、身近な地域による子育てに関する学習機会や情報の提供、関係機関が連携した相談支援、専門的人材の育成など、きめ細かな家庭教育支援体制の充実が求められています。

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【施策の方向性】

書店やコンビニエンスストアなどで、子どもの成長に悪影響が懸念される、性や暴力に関する過激な内容とする雑誌、ビデオ、コンピューターソフト等が見受けられます。また、テレビ、インターネット等のメディア上には性、暴力等の有害情報も氾濫しています。

このため、地域、学校及び家庭における情報モラル教育の推進とともに、関係機関や地域と連携・協力し、子どもたちが有害情報等に巻き込まれない体制を整備します。

（５）児童の健全育成

【施策の方向性】

少子化により児童数が減少しており、遊びを通じての仲間関係の形成、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると懸念されています。

このため、全ての子どもを対象とし、地域の協力による学習や体験活動、交流活動など、安全・安心な子どもの居場所づくりを推進します。

（６）教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保

【施策の方向性】

教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置・確保し、教育内容や指導方法、環境の改善等を図り、地域の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
地域家庭教育推進事業	講座・教室等において、相談・情報提供・内容の充実を図り、家庭や地域における教育力の向上に努めます。	1	生涯学習課
	3歳児健診で「家庭教育学級ひよこ」を配布するだけでなく、5歳児健診で児童の特性を踏まえた接し方などの助言を実施します。	1	健康増進課
多様な体験活動の機会の充実	児童生徒の発達段階に応じた体験活動を工夫するとともに、職場体験の受入れ先など、地域の理解、協力が得られるよう努めます。	2, 5	学校教育課
情報教育推進事業	令和2年度よりプログラミング教育が開始されることから、ICT機器や教材の拡充、ICT機器を活用した授業の改善に努めます。	2	学校教育課
小学校と中学校の情報交換会	教員の研修会や授業の相互参観、情報交換を引き続き行い、児童生徒の指導に活かしていきます。	2	学校教育課
教育支援センター事業	児童生徒の学校生活における悩みは様々であるため、相談員の研修の機会を確保し、相談、支援の充実に努めます。	2	学校教育課
きめ細かな指導の充実	学習指導支援講師を配置し、きめ細やかな指導を行うとともに、講師の人材確保に努めます。	2	学校教育課
部活動での外部指導者の活動	運動競技に関する知識・技術を有する外部指導者からの指導は、生徒にとって有意義であることから、協力していただける外部指導者の人材確保に努めます。	2	学校教育課
学校評議員制度	学校運営において、地域の方の意見は、貴重であることから、学校評議員の人材確保に努めます。	2, 3	学校教育課
外部人材の活用	新たなブライトリダーの確保を行うとともに、ブライトリダーの専門的な知識、技能の効果的活用にも努めます。	2, 3	学校教育課
地域交流推進事業の実施	ふるさと学習や涸沼などの自然環境を活かした環境学習を推進するとともに、農業体験などを通して地域の方との交流に努めま	2, 5	学校教育課

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
	す。		
おはなしの会	幅広い分野での読み聞かせを展開し、子どもから大人まで楽しめるおはなし会を開催します。	3	生涯学習課 (図書館)
ブックスタート事業	絵本の無償配布の際に、図書館や「絵本となかよし」等おはなし会の案内を行い、次の読み聞かせ事業参加へつなげられるようにします。	3	生涯学習課 (図書館)
絵本となかよし	読み聞かせの時間に合わせ、赤ちゃんタイムを実施し、乳幼児連れでも利用しやすい図書館にして、参加者の拡大に努めます。	3	生涯学習課 (図書館)
環境改善事業	青少年相談員の協力を頂き、継続して環境浄化活動の推進に努めます。青少年相談員にだけでなく、家庭や地域の方々との連携を図ります。	4	生涯学習課
地域安全活動推進事業	青少年を取り巻く環境が変化している中、SNS等を通じた情報化社会への対応、犯罪や様々な問題への取組が課題となります。	4	生涯学習課
スポーツ少年団支援事業	団員募集チラシを町内各小学校を通して配布し、各少年団員の増員を図ります。	5	生涯学習課
町立学校体育施設開放事業	安心して利用できるように、施設や備品等を計画的に整備します。	5	生涯学習課
子どもの居場所づくり事業	町民のニーズを把握し、子どもが安全で安心して楽しく学べる環境づくりに努めます。また、地域の協力者、指導者の人材育成に努めます。	5	生涯学習課
教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保 【新規事業】	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザーの配置・確保に努めます。	6	学校教育課 こども課

基本目標 3 子どもと母親の健康の確保及び増進

【基本方針】

- 1 子どもや母親の健康確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療体制の充実

（１）子どもや母親の健康確保

【施策の方向性】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母親と子どもの健康が確保されるよう母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実することが必要です。

また、子どもの疾病、事故、障がいの早期発見に加え、親に対する支援の観点を強化し、医療・福祉・教育などの関連する分野と密接な連携を図りながら、一貫性・継続性のある母子保健サービスの提供が必要です。

（２）食育の推進

【施策の方向性】

生涯にわたって健康な生活を送るためには、乳幼児期からの正しい食習慣の定着が必要です。また、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身につけていくことが大切です。

このため、乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、両親学級における栄養指導・離乳食教室及び乳幼児健診時における情報の提供に取り組めます。

（３）思春期保健対策の充実

【施策の方向性】

地域保健と学校保健の連携による思春期の心の相談等を行っていきます。

（４）小児医療体制の充実

【施策の方向性】

小児医療体制は、子どもが健やかに生まれ、育つための大切な社会基盤となるものです。子どもが緊急時に安心して医療を受けられるよう、小児医療体制の充実が必要です。このため、保護者等に対する医療機関等の情報提供を充実するとともに、夜間救急医療、休日医療など、小児医療体制の充実・確保に取り組みます。

また、子ども救急電話相談（短縮ダイヤル＃8000）を周知します。

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
母子健康手帳の交付	来所者が安心して相談できるように、特定の保健師が継続して関わるようにします。また「母子健康手帳アプリ」への登録案内を行い、情報発信に努めます。	1	健康増進課 (子育て世代包括支援センター)
妊産婦・乳児健康診査医療機関委託事業	定期的な妊婦健診と産後健診及び乳児健診の必要性を啓発し、受診勧奨に努めます。	1	健康増進課 (子育て世代包括支援センター)
乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）	産婦人科からの情報や出生連絡票などにより、早期の訪問が望まれる場合、退院後早めの訪問を実施します。（他市町村に里帰りしている場合は、里帰り先の自治体に連絡し、訪問を依頼します）	1	健康増進課 (子育て世代包括支援センター)
産前・産後サポート事業 【新規事業】	全ての妊産婦に対し、必要なサポートをさせていただきます。	1	健康増進課 (子育て世代包括支援センター)
産後ケア事業（宿泊・日帰り） 【新規事業】	出産後、家庭等から十分な支援を受けられない方を対象に、心とからだのケア、育児のアドバイス、また休息の機会を提供します。	1	健康増進課 (子育て世代包括支援センター)
歯科保健指導事業（幼児歯科検診）	明確な資料（パンフレット等）や媒体（むし歯模型など）を揃え、むし歯予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	1	健康増進課
各種予防接種	幼児健診時などで接種状況を把握	1	健康増進課

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
	し、未接種の予防接種については、決められた接種期間内での接種を勧奨します。		
育児相談事業	育児相談（3～4か月児、8～9か月児）を実施します（年間各6回）。毎月第2水曜日を健康相談日として、健診後のフォローを実施します。随時、電話相談、家庭訪問も実施します。	1	健康増進課
健康診査事業 （乳がん検診・子宮がん検診）	集団検診では、1日に受診できる定員が決まっているため、希望しても受けられないことがあります。この対策として、個別検診の受診勧奨を徹底することで受診者増に努めます。また、子育て世代にも受診しやすい体制づくりに努めます。	1	健康増進課
妊産婦福祉医療	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。	1	保険課
パパママ教室	パパママ教室の参加（要支援妊婦）を勧奨します。	1, 2	健康増進課 (子育て世代包括支援センター)
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査	健診未受診児に対し、幼児期の健診の必要性を啓発し、受診を促します。	1, 2	健康増進課
健康相談・電話相談	広報等で健康相談日（毎月第2水曜日）を周知し、利用を勧めます。	1, 3	健康増進課
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要とする児童に対し、その医療費を助成します。	1, 4	健康増進課
食育推進事業	「早寝・早起き・朝ごはん」を推奨し、対象にあった食事内容を啓発するとともに、食文化伝承に努めます。	2	健康増進課
小児・児童福祉医療	高校3年生までの子どもが医療機関等を受診した場合に医療費の一部を助成します。	4	保険課

基本目標 4 子育て支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保

【基本方針】

- 1 良質な住宅の確保
- 2 良好な居住環境の確保
- 3 安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保
- 4 安心して利用できる環境の整備
- 5 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心のまちづくりの推進
- 6 仕事と子育ての両立の推進

（１）良質な住宅の確保

【施策の方向性】

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。

（２）良好な居住環境の確保

【施策の方向性】

居住環境は子育てに大きな影響をもたらします。公共空間の確保や子育てに配慮した住宅の整備に努めるとともに、子育てバリアフリーの推進に努め、安心かつ気軽に乳幼児を連れて外出できるまちづくりを推進します。

（３）安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保

【施策の方向性】

子どもたちが日常使用する通学路は、歩道が未整備であったり、信号のない交差点がある等、交通上の安全が確保されていない箇所が多く存在し、早急な安全対策が求められています。また、自転車を利用する機会が多い中学生に対しては、自分自身を交通事故から守るために、交通安全教育が重要となっています。

（４）安心して利用できる環境の整備

【施策の方向性】

公共施設等において、子育て世帯が安心して利用できる施設の整備を推進します。

（５）子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心のまちづくりの推進

【施策の方向性】

子どもや、子ども連れの親等が交通事故や犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、街路灯の設置、地域や警察等の関係機関の連携による地域ぐるみでの防犯体制の充実等を積極的に推進していきます。

（６）仕事と子育ての両立の推進

【施策の方向性】

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活を送る社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、安心して子育てができる職場環境づくりの企業への働きかけなどの取組の推進が求められています。

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
子育て世帯への住宅供給	町営住宅の申し込み受付については、随時行っています。また、段階的に、町営住宅の長寿命化とバリアフリー化に向けて取り組めます。	1, 2	都市整備課
公共施設等のバリアフリー化	子育て世代等を対象とした、誰もが利用しやすい施設整備の推進をします。	1, 2	財政課
安全管理に関する取組	防犯カメラの設置を継続するとともに、通学路の交通安全や防犯対策の強化に努めます。	3, 4	学校教育課
交通安全対策事業	行政、関係団体、住民が一体となった、交通安全意識の高揚と交通ルール遵守の普及を行い交通事故の減少を図ります。	3, 5	町民協働課
非常時の安全安心対策 【新規事業】	災害時の対策として町と保育施設等が連携し、子どもたちの安全と安心を確保する観点から、非常時に備えるための費用を助成する事業です。	4	こども課

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
防犯対策推進事業	各学校でマニュアルに沿った点検を行い、引き続き防犯対策の充実に努めます。	5	学校教育課
「こどもを守る110番の家」等推進事業	「こどもを守る110番の家」の制度の周知を図るとともに、設置協力者の確保に努め、防犯対策の強化を図ります。	5	学校教育課
小学生への防犯ブザーの配布	新小学1年生に対する防犯ブザーや安全笛の配布とともに、犯罪から子ども達自身が身を守るための指導に努めます。	5	学校教育課
防犯対策事業	地域安全活動に携わる関係機関、団体が相互の連携を一層緊密化させ、パトロールや防犯のための広報啓発活動を実施し、地域安全活動の浸透と定着を図ります。	5	町民協働課
男女共同参画推進事業	男女共同参画意識の実態を踏まえた具体的な取組を計画し、推進していきます。	6	企画政策課

基本目標 5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

【基本方針】

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 医療的ケアが必要な児童やその他専門的な支援が必要な児童等への支援及び教育の充実
- 4 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実
- 5 不妊に対する支援

（１）児童虐待防止対策の充実

【施策の方向性】

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化するとともに、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け、検討していきます。

また、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの幅広い知識と技術を向上させるため、本町の児童相談員と児童相談所職員との連携により相談体制の強化を図ります。

さらに、子育て世代包括支援センターとの連携を図り、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等においては、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報の共有を図り、対応を強化します。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

【施策の方向性】

ひとり親家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。このため、ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の支給等、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

(3) 医療的ケアが必要な児童やその他専門的な支援が必要な児童等への支援及び教育の充実

【施策の方向性】

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療ケア児）が、必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、相談支援専門医等の配置を推進します。

また、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいを含む障がいのある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、地域で安心した生活を送るためには、年齢や障がい等、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障がいの原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障がい等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などにおいて、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげることが重要です。本人及び保護者と関係機関とが教育上必要な支援について合意形成を図ります。

(4) 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実

【施策の方向性】

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれます。

このため、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう支援を充実させることが必要です。

子どもやその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、各施設、関係機関との連携を図ります。

(5) 不妊に対する支援

【施策の方向性】

不妊治療における体外受精や顕微授精は経済的な負担が大きいことから、配偶者間のこれらの治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会機能を強化するため、児童相談所や警察・小中学校などの関係機関との連携を密にし、児童虐待予防・対応に取り組めます。	1	こども課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給します。	2	こども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	2	保険課
早期療育支援事業	保護者の理解が得られず、相談につながらないケースも多くあります。保護者が障がいの特性を理解し、必要な療育を早期に開始できるよう働きかけます。	3	健康増進課
保育所（園）・幼稚園の障がい児受入れ事業	保護者の悩みや気持ちに寄り添った支援を継続します。	3	こども課
	障がい児の適切な保育・療育に向けて、教育委員会と幼稚園、保育園の連携だけでなく、関係機関や家庭との連携にも努めます。	3	学校教育課
特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障がい等のある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に対して手当を支給します。	3	社会福祉課
障がい児福祉手当の支給	精神、知的又は身体障がい等のある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に手当を支給します。	3	社会福祉課
在宅心身障がい児福祉手当の支給	在宅の障がい児を介護する家庭の経済的援助を図るため、20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に対し手当を支給します。	3	社会福祉課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援を継続的に提供することにより、障がい児・その家族の支援に努めます。	3	社会福祉課

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	3	社会福祉課
障がい児入所支援 (福祉型・医療型)	重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援に努めます。	3	社会福祉課
障がい児相談支援	障がい児相談支援については、地域の課題として障害児相談支援事業所が不足しているという問題があります。乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がい児及びその家族に対して提供するため、相談支援事業所と連携を図り障がい児相談支援の利用促進に努めます。	3	社会福祉課
外国につながる幼児等への支援及び教育の充実 【新規事業】	円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携し、各事業における受入れ態勢等を可能な限り把握し、必要に応じた調整を行い、教育・保育の提供体制を確保します。また、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うよう努めます。	4	こども課
不妊治療費助成事業	町民に対し、制度の普及啓発に努めます。	5	健康増進課

基本目標 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【基本方針】

1 施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 施設等利用給付の円滑な実施の確保

【施策の方向性】

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案した給付方法を検討、実施します。

また、過誤請求・支払い防止のため、施設等利用給付の給付申請は、利用者が主に利用している施設で取りまとめるなど対策を講じます。

(※主な事業：一時預かり事業、預り保育事業、病児・病後児保育事業、認可外保育施設等)

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
施設等利用給付 の円滑な実施の 確保 【新規事業】	給付申請について、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう努めます。	1	こども課 学校教育課

第5章

計画の推進体制と進捗管理

- 1 計画の推進体制と進捗管理**
- 2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保**

第5章 計画の推進体制と進捗管理

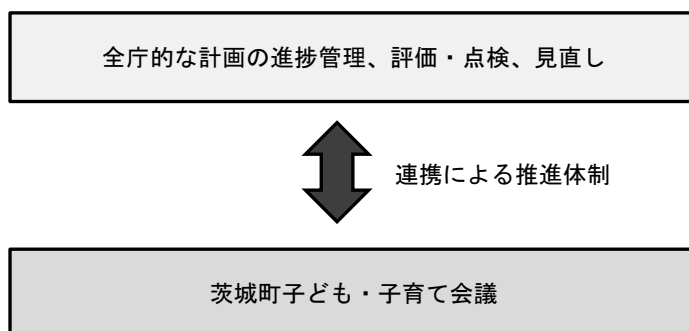
1 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、茨城町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。

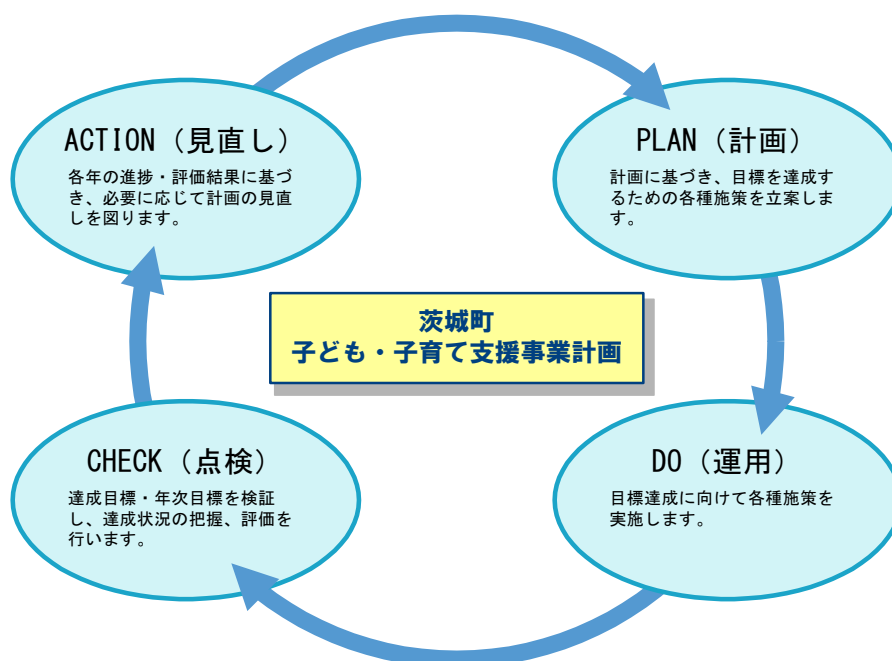
このため、本計画の推進に当たっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況の把握と検討、評価、計画の見直しを行います。

また、町民や関係団体、関係機関からなる「茨城町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画の進捗状況の把握と検討を行います。

■連携による推進体制



■PDCAサイクルによる進捗管理



2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を行う者が相互に連携し、協働しながら本町の実情に応じた取組を推進します。

また、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等で、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保することに努め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ります。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育施設は、職員に対する研修機能、教育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を有します。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③ 全ての家庭への子育て支援の充実

全ての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存事業の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業を推進します。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくるため、合同保育・行事参加、園庭開放など、保育内容に関する教育・保育施設による支援が必要であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期

発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応などについても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

このため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供するものとします。

（４）認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携方策

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）から小学校への円滑な接続を図るため、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士や放課後児童クラブの支援員の交流事業等を実施し、就学に関する情報の共有を推進します。

第6章

資料編

- 1 茨城町子ども・子育て会議条例**
- 2 茨城町子ども・子育て会議委員名簿**

第6章 資料編

1 茨城町子ども・子育て会議条例

平成28年3月31日

条例第14号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、茨城町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- （2） 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- （3） 教育関係者
- （4） 保育関係者
- （5） 子どもの保護者
- （6） その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 会議に、特別の事項に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茨城町条例第61号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茨城町幼児施設設置協議会条例の廃止)

3 茨城町幼児施設設置協議会条例（昭和54年茨城町条例第10号）は、廃止する。

(茨城町子ども・子育て支援事業計画策定委員会条例の廃止)

4 茨城町子ども・子育て支援事業計画策定委員会条例（平成25年茨城町条例第4号）は、廃止する。

2 茨城町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	所属等	氏 名	備 考
1	私立保育園代表（飯沼こども園） （社会福祉法人東明会理事長）	東ヶ崎 静 仁	会 長
2	主任児童委員代表（民生委員児童員協議会）	越 藤 留美子	副会長
3	私立幼稚園代表（まさみ幼稚園）	鈴 木 信 充 高 倉 進	
4	子育てボランティア代表 （更生保護女性会）	大 野 眞 弓 早乙女 恵美子	
5	P T A 連絡協議会代表	村 田 剛 大須賀 真 寛	
6	子ども会育成連合会代表	白 石 聡 子	
7	公立幼稚園保護者代表 （長岡・沼前幼稚園）	菊 池 裕 美 横 田 ひとみ 小 橋 優 里 菅 谷 礼 子	
8	私立幼稚園保護者代表（いばらき幼稚園）	東ヶ崎 泉 美	
9	私立保育園保護者代表（飯沼こども園）	海老澤 浩	
10	学校長代表（茨城町学校長会長）	林 豊 夫 柴 森 浩 志	
11	社会福祉課長	中 根 友 子 渡 辺 訓	
12	健康増進課長	本 多 英 男 桃 井 雅 和	
13	学校教育課長	篠 原 明 浩 本 多 英 男	

茨 城 町

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発 行 茨城町

編 集 茨城町 保健福祉部 こども課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080

TEL 029-292-1111（代表）

町ホームページ <http://www.town.ibaraki.lg.jp/index.html>
